

## 第2章 大牟田市の保健福祉事業の概要

# 第1節 地域福祉

## 1 地域福祉活動の推進

### (1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第4条、第107条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

「大牟田市地域福祉計画」は、新たな福祉ニーズに対応する仕組みを構築するとともに、保健福祉関連の個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たし、地域福祉の推進を図るための保健福祉の総合的かつ包括的な計画として平成17年3月に策定した。地域福祉計画の基本理念は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」であり、計画期間は平成17年度から21年度までである。

#### ① 災害時等要援護者支援制度

災害時等要援護者支援制度（通称：ご近所支え合いネット）を構築し、平成21年2月から登録の受付を開始した。

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を支援できる人や地域の団体と共有することで、万が一のときに孤立しないようにするためのものである。また、この制度への登録等を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮せるようになることを目指している。

制度の周知方法は、広報おおむたやホームページへの掲載、報道発表のほか、出前講座による積極的な周知を図っている。また、民生委員・児童委員に65歳以上の人を戸別訪問してもらい、制度の紹介と登録の意思確認を行っている。（3月31日までの登録者数1,079人）

#### ② 人が真ん中のまちづくりシンポジウム

災害時等要援護者支援制度の発足をきっかけに、地域福祉に関する第一人者や先駆的な活動を行っている実践者の熱い思いにふれ、大牟田が支え合いのある地域になるためにはどうしたらいいのか、市民全体で考える場として、「人が真ん中のまちづくりシンポジウム」を2月14日に開催した。

#### ③ 校区単位の地域福祉活動支援

吉野小学校校区において、「支え合いのある地域は、災害に強い地域」をテーマに、「支え合いのあるまちづくり」への意識を高めてもらうことを目的として、住民こんだん会（4回：説明及び意見交換）、及び座談会（7地域、11回：災害図上訓練）を開催し、地域福祉活動の支援を行なった。

また、H18年度から市社会福祉協議会及び校区社会福祉協議会が開催している「住民こんだん会」において、住民と地域の福祉課題などについて意見交換を行っている。

#### ④ 第2次地域福祉計画の策定準備

「第2次大牟田市地域福祉計画策定方針」を策定した。

また、第2次地域福祉計画を策定するにあたり、現時点での地域福祉に関する市民の意向、問題、課題を吸い上げると共に、前回調査時点との比較を計画に反映させていく基礎資料として、市民意識調査を実施した。

対象：市内に居住する18歳以上（平成21年2月1日現在）の男女個人 2,000人

有効回収数：913 有効回収率45.7%

#### ⑤ 地域福祉計画推進委員会

市民、事業者、行政の連携を図り地域福祉計画を総合的に推進することを目的として設置している。

2回開催。

第1回：災害時等要援護者支援制度の構築について

第2回：第2次地域福祉計画策定方針について

## 2 社会福祉協議会

### (1)社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会補助金交付要綱	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、社会福祉事業に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

#### <実績>

項目	金額(円)
大牟田市社会福祉協議会補助	47,729,595
大牟田市総合福祉センター施設整備費補助	2,400,000

## 3 民生委員・児童委員

### (1)民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法(第12条～第14条)	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市1/2 県1/2程度

#### <目的・事業内容>

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の定数 298人〔内〕主任児童委員46人〕

民生委員・児童委員の任期 平成19年12月1日～平成22年11月30日(3年間)

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

### <実績>

#### 民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	1,317	11
	介護保険	664	6
	健康・保健医療	789	17
	子育て・母子保健	799	270
	子どもの地域生活	2,185	333
	子どもの教育・学校生活	1,206	592
	生活費	669	21
	年金・保険	211	3
	仕事	192	16
	家族関係	766	96
	住居	375	8
	生活環境	1,151	23
	日常的な支援	4,316	131
	その他	3,882	152
	計	18,522	1,679
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	8,612	89
	障害者に関すること	1,042	46
	子どもに関すること	4,625	1,246
	その他	4,243	298
	計	18,522	1,679
その他の活動件数	調査・実態把握	15,321	158
	行事・事業・会議への参加・協力	14,210	1,835
	地域福祉活動・自主活動	21,018	3,100
	民児協運営・研修	10,598	2,161
	証明事務	616	18
	要保護児童の発見の通告・仲介	151	51
訪問回数	訪問・連絡活動	85,258	1,457
	その他	52,481	1,124
連絡調整回数	委員相互	25,476	7,345
	その他の関係機関	11,622	1,835
活 動 日 数		59,006	7,830

民生委員・児童委員全体及び主任児童委員の活動状況について、前年と比較すると、全般的に増加している。

また、活動状況の内容別件数では、「訪問・連絡活動」、訪問回数の「その他」、「調査・実態把握」の順にそれぞれ前年度より増加しており、特に訪問回数の「その他」が増加している。

## (2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの中から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 14人

民生委員推薦会委員の任期 平成19年7月1日～平成22年6月30日（3年間）

### <実績>

会議回数	4回	候補者推薦数	8人（内、主任児童委員1人）	退任者数	6人
------	----	--------	----------------	------	----

## 4 大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所管課	保健福祉総務課
-------	--------------	-----	---------

### <目的・事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

### <実績>

運営状況

(単位：千円)

19年度末現在高	20年度中増減額		20年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
399,452	330	468	399,314

※ 福祉振興基金への寄付金9件分276千円及び運用利子54千円の積立てを行い、社会福祉施設整備費補助及びソフト事業の財源として、468千円の取り崩しを行った。

## 第2節 高齢者福祉

### 1 長寿社会対策

平成20年度は、平成17年度に策定した「老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」（平成18～20年度）に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

また、平成19年度に行った高齢者意識実態調査等を踏まえ、今後必要となるサービスの内容や量を予測し、計画的にサービスの提供体制を整えることにより、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、「高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」（平成21～23年度）を策定した。

#### (1) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人保健法第46条の18	所管課	長寿社会推進課
	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量の予測に基づき、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策に係る庁内7部12課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等で構成された「大牟田市保健福祉ネットワーク協議会」において進捗状況の報告、施策事業に関する協議・検討を行いながら計画の策定を行った。

#### (2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条	所管課	長寿社会推進課
	大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱	負担割合	国 10/10

##### <目的・事業内容>

地域介護・福祉空間整備計画（17年度～19年度）に基づき、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金も併せて積極的な整備促進を図ってきた。平成20年度は、小規模多機能型居宅介護事業所8か所、認知症対応型通所介護事業所2か所、認知症対応型共同生活介護事業所2か所、地域密着型介護老人福祉施設1か所の指定を行った。これにより平成21年3月末現在の地域密着型サービス事業所数は、夜間対応型訪問介護事業所が3か所、認知症対応型通所介護事業所が8か所、小規模多機能型居宅介護事業所21か所、認知症対応型共同生活介護事業所が14か所、地域密着型特定施設が3か所、地域密着型介護老人福祉施設1か所となった。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成20年度中にあらたに8か所が開設し、3月末現在で35か所となった。

#### (3) 長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	—

##### <目的・事業内容>

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
とき	10月16日(木)
ところ	大牟田文化会館 小ホール
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和</li> <li>・福岡県警交通安全教育隊「コア」の寸劇、よかば〜い体操「大蛇山バージョン」</li> <li>・老人クラブ会員芸能競演大会</li> </ul>

#### (4) 人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課
-------	-----------------------	-----	---------

##### <目的・事業内容>

平成4年6月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制75周年記念事業として制定し、同年7月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、100歳に達したときにそのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

##### <実績>

区分	年度	18	19	20
贈呈者数(人)		35	22	31

## 2 高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。特に後期高齢者(75歳以上)の増加が目立ち、後期高齢者が前期高齢者(65歳～74歳)を上回っている状況である。

そのような中、平成20年度は、介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

#### (1) 養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第11条 大牟田市老人福祉法施行細則	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

##### <実績>

###### ①措置施設

(平成21年4月1日現在)

種別	設置主体	施設名	定員	措置数(人)

養護老人ホーム	社福法	吉野園	大牟田市大字吉野	90	72
	〃	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	6
	〃	田尻園 他5カ所	福岡市西区大字田尻 他5カ所		7
	公立	楠寿園	みやま市瀬高町長田	85	1
	〃	延寿荘 他1カ所	玉名郡南関町大字上長田 他1カ所		3

## ②措置状況

区分		年度			
		18	19	20	
養護老人ホーム	市内	人員(延数)	782	881	868
		措置費(千円)	121,057	139,775	135,180
	市外	人員(延数)	231	225	232
		措置費(千円)	46,363	45,414	46,334
	合計	人員(延数)	1,013	1,106	1,100
		措置費(千円)	167,420	185,159	181,514

## (2)介護予防住宅リフォーム事業

根拠法令等	大牟田市高齢者介護予防住宅リフォーム事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	国45/100 市55/100

### <目的・事業内容>

加齢や傷病に伴い不自由な在宅生活を送られている高齢者の転倒防止を図る等、介護状態への進行を予防する対策として手摺り設置、段差解消等の改修を行う場合、費用の一部を助成するもの。平成12年度から実施している。助成件数の減少等により、平成20年度をもって廃止した。

### <実績>

区分		年度		
		18	19	20
助成件数		9	7	7
助成金額(千円)		233	184	173

## (3)日常生活用具給付等事業

根拠法令等	大牟田市老人日常生活用具給付等事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

### <目的・事業内容>

心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、当該高齢者の日常生活の便宜を図り、安心安全の増進に資することを目的とする。自動消火器、火災警報器、電磁調理器の3品目を給付している。助成件数の減少等により、平成20年度をもって廃止した。

### <実績>

区分		年度		
		18	19	20
給付件数		8	26	28
事業費(千円)		119	293	370



#### (4) 老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやさらかな日常生活ができることを目的とする。

##### <実績>

区分 \ 年度	18	19	20
設置台数	58	56	50
運営費(千円)	1,613	1,572	1,384

※平成18年度以降は、年度末の稼働台数

#### (5) 緊急通報システム事業

根拠法令等	大牟田市緊急通報システム事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。緊急通報受信センターを消防本部に設置し、平成6年1月より事業を開始し、平成12年度から民間の受信センター対応によるレンタル分を増設した。

平成18年8月からは、消防本部に設置していた受信センターを廃止し、全ての緊急通報を民間の受信センターにて受信している。

##### <実績>

区分 \ 年度	18	19	20
設置台数	562	554	561
事業費(千円)	17,354	14,262	13,626

※平成18年度以降は、年度末の稼働台数

#### (6) 在日外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

本市に1年以上居住している大正15年4月1日以前生まれの在日外国人で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成9年度から実施している。

<実績>

年度	18	19	20
区分			
給付人員	10	10	10
事業費（千円）	840	840	819

(7) 老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第13条第2項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

<実績>

年度	18	19	20
区分			
クラブ数	80	76	73
会員数	3,704	3,486	3,240
助成費（千円）	4,240	4,034	3,870

(8) 老人クラブ生きがいと健康づくり事業

根拠法令等	老人福祉法第13条第2項 大牟田市老人クラブ生きがいと健康づくり事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

高齢者が生きがいと健康づくりに取り組むことにより、老人クラブの活動を活性化させ、加入促進を図るとともに、老人クラブ及び老人クラブ連合会の支援策として、連合会に平成12年度から委託実施している。

<実績>

年度	18	19	20
区分			
事業費（千円）	2,000	1,600	1,520

(9) マネジメント支援事業

根拠法令等	大牟田市マネジメント支援事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

要介護認定者に対する福祉事業を支援するため、ケアマネジャー等からの代理申請及びマネジメントに手数料を支払うもの。H19年度から実施している。

<実績>

区分	年度	19	20
	作成件数		139
支給額(千円)		139	428

(10)老人福祉センター

根拠法令等	老人福祉法第20条の7 大牟田市老人福祉センター条例	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

老人福祉法の趣旨に基づき、おおむね60歳以上の市民等を対象として、各種の相談に応じるとともに、心身の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者が健康で明るい生活を営むことを目的として設置している。

平成19年度からは、施設の経費管理の削減や市民サービスの向上を目指すことを目的として、指定管理者制度を導入している。

<施設の概要>

所在地	大牟田市若宮町2番地1		
敷地面積	1,147.0 m <sup>2</sup>		
建物面積	延	817.6 m <sup>2</sup>	
	1階	477.63 m <sup>2</sup>	
	2階	329.14 m <sup>2</sup>	
	PH	10.83 m <sup>2</sup>	
駐車場面積	601.83 m <sup>2</sup>		
構造	鉄筋コンクリート 2階建		
開設	昭和47年6月		
定員	160人		
設備	談話室、大集会室1、小集会室2、レクリエーション室2、機能回復訓練室1、生活相談室、浴場、ヘルストロン、マッサージ機、レーザーカラオケ		

<実績>

区分	市内利用者		市外利用者		計	
	個人(人)	団体(人)	個人(人)	団体(人)	利用者(人)	使用料収入(円)
18	20,981	—	304	—	21,285	4,287,400
19	20,160	—	279	—	20,439	4,115,700
20	18,264	—	113	—	18,377	3,686,700

## 第3節 介護保険

### 1 介護保険

平成12年4月の介護保険制度施行から8年を経過し、平成20年度は大きな制度改正を受けて作成された第3期介護保険事業計画の3年目に当たる。第3期事業計画では、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としつつ、制度を持続可能なものとするための見直しが行なわれた。また介護保険料の段階については、平成18～20年度は所得の低い人に配慮して段階を細分化し、さらに、平成17年度税制改正の影響を受ける対象者について、激変緩和措置平成18・19年に続き、平成20年度まで延長した。

#### (1) 介護保険法

##### <目的・事業内容>

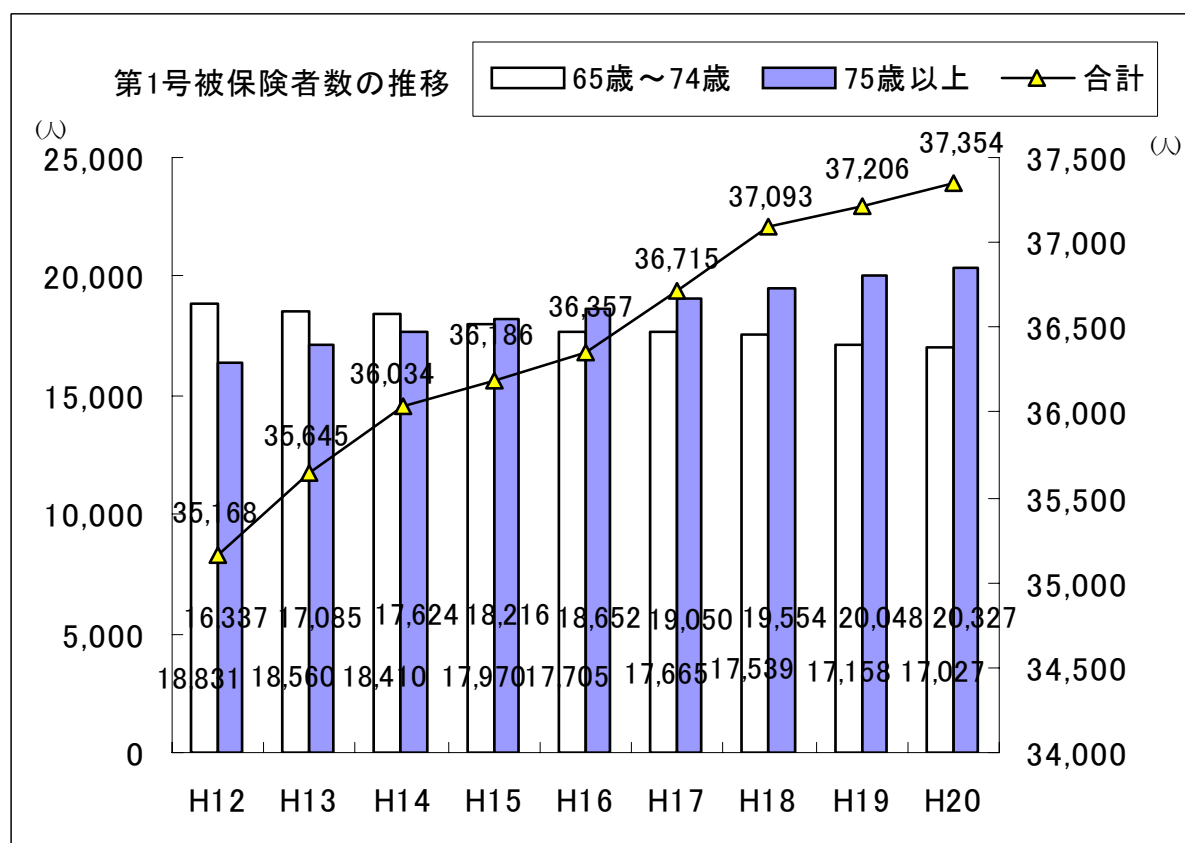
介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

##### <対象者>

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

##### <第1号被保険者数の推移>

第1号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成15年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。



(各年度3月末現在)

<実績>

①介護保険料の収入状況（平成20年度賦課分）

保険料を納める方法には、年金保険者（社会保険庁、共済組合等）が公的年金を支払う際に保険料を天引きし、一括して市に納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書で納める方法や口座振替等の方法（普通徴収）がある。

（単位：円）

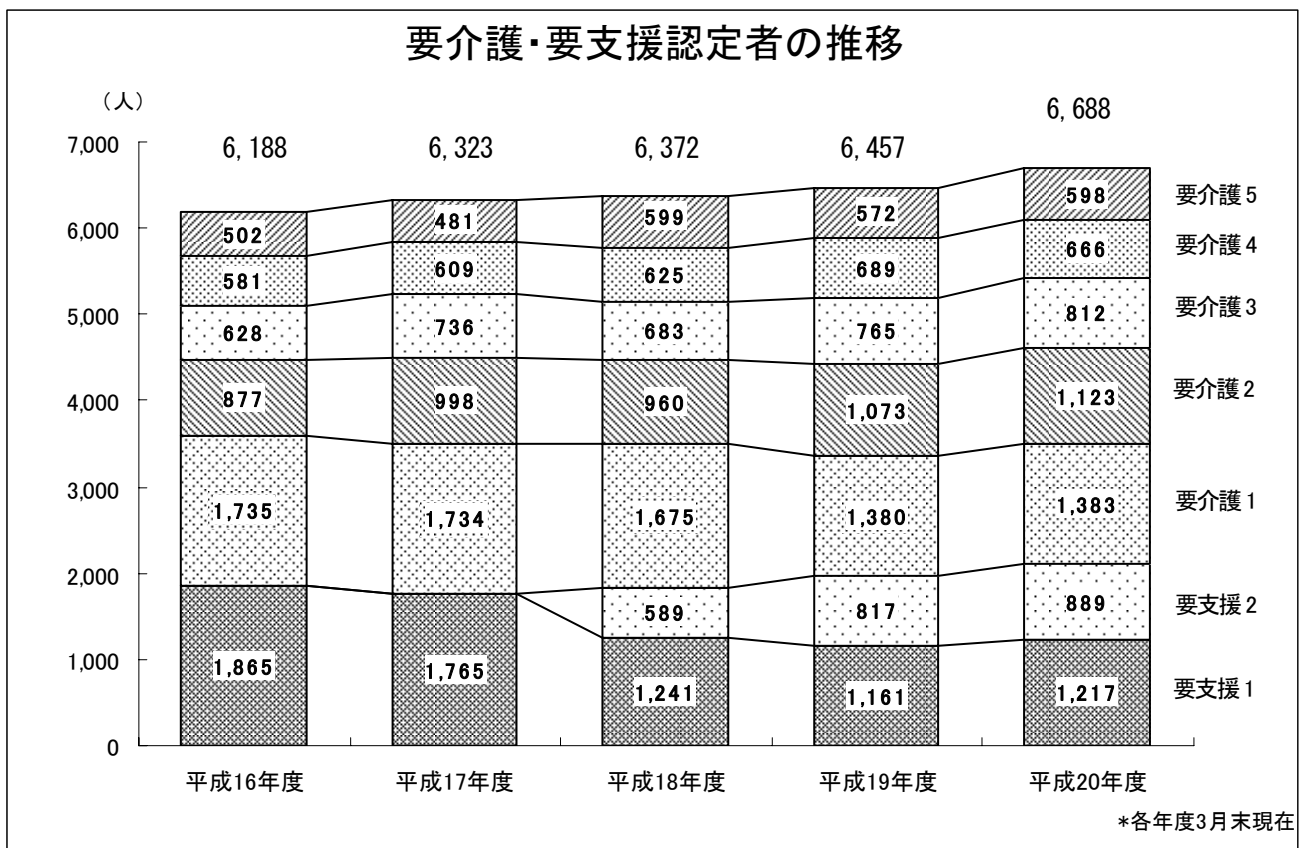
	調定額	収入済額	還付未済額	収入率（%）
特別徴収	1,424,214,790	1,424,214,790	1,327,260	100.00
普通徴収	187,671,210	162,008,450	106,500	86.33
合計	1,611,886,000	1,586,223,240	1,433,760	98.41

※ 収入済額には還付未済額を含まない。

②要介護認定実施状況

年度	18	19	20
申請数	6,369	6,809	7,108
審査会開催回数	180/年	185/年	193/年

※ 平成20年度の認定申請件数は、新規1,775件、更新4,722件、区分変更566件、転入45件を合わせて7,108件あり、月平均約592件の申請があった。



平成18年度の介護保険制度改正により、「要支援1」「要支援2」という新たな区分が設けられ、これまでの6段階の区分から7段階となった。これまでの「要介護1相当」に該当した人については、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、「要介護1」か「要支援2」の判定を行った。

平成16年度～平成20年度の認定者数（第2号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援1・2、要介護1の認定者が過半数を占めている。

③介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100 県 17.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100

平成18年4月の介護保険制度の改正に伴いサービスの内容が見直され、軽度者を対象として介護状態の軽減・悪化防止のため「介護予防サービス」が新たに創設されるとともに、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を図っている。

(平成20年4月審査～平成21年3月審査分 計)

	件数		給付費(千円)
	回/年		
訪問介護	回/年	167,370	610,478
訪問入浴介護	回/年	1,728	19,318
訪問看護	回/年	16,486	111,297
訪問リハビリテーション	回/年	5,613	25,381
通所介護	回/年	96,738	691,729
通所リハビリテーション	回/年	97,574	735,347
福祉用具貸与	人	9,518	116,528
短期入所生活介護	日/年	20,314	157,662
短期入所療養介護	日/年	6,649	64,180
居宅療養管理指導	件	4,628	40,513
特定施設入居者生活介護	人	1,857	318,655
居宅介護支援	件	24,338	260,184
福祉用具購入	人	371	11,734
住宅改修	人	330	31,121
<b>居宅サービス計</b>	—	—	<b>3,194,127</b>
介護予防訪問介護	回/年	77,542	223,230
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0
介護予防訪問看護	回/年	3,322	18,790
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	1,682	7,747
介護予防通所介護	回/年	30,543	160,629
介護予防通所リハビリテーション	回/年	25,434	156,170
介護予防福祉用具貸与	人	2,106	15,811
介護予防短期入所生活介護	日/年	938	5,132
介護予防短期入所療養介護	日/年	261	1,738
介護予防居宅療養管理指導	件	670	5,795
介護予防特定施設入居者生活介護	人	347	37,065
介護予防支援	件	18,620	75,811
介護予防福祉用具購入	人	277	7,120
介護予防住宅改修	人	329	32,661
<b>介護予防サービス計</b>	—	—	<b>747,699</b>
夜間対応型訪問介護	回/年	90	74
認知症対応型通所介護	回/年	5,380	42,423
小規模多機能型居宅介護	人	2,209	350,195

認知症対応型共同生活介護	人	2,450	571,755
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	587	93,864
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	140	32,560
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	333	2,135
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	267	16,175
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	11	2,372
<b>地域密着型サービス計</b>	—	—	<b>1,111,553</b>
介護老人福祉施設	人	5,471	1,240,575
介護老人保健施設	人	6,239	1,574,225
介護療養型医療施設	人	3,376	1,237,381
<b>施設サービス計</b>	—	—	<b>4,052,181</b>
特定入所者介護サービス費	—	—	381,995
高額介護サービス費	—	—	204,385
審査支払手数料	件/年	142,372	10,678
<b>総計</b>	—	—	<b>9,702,618</b>

## (2) 介護保険円滑化特別対策事業

### ① 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

根拠法令等	大牟田市訪問介護等利用者負担額減額給付費支給事業 実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4 市1/4

#### <目的・事業概要>

平成18年度から障害者自立支援法の施行により原則10%の利用者負担となったが、介護保険制度施行前から障害者施策事業による訪問介護サービスを利用していた人について、経過措置として自己負担割合を平成18年4月からは3%、19年7月からは6%へ軽減していた。なお、この制度は平成20年6月末をもって終了した。

#### <実績>

区分	年度	18	19	20
事業対象者数 (人)		44	37	36
減免額 (千円)		2,980	1,765	482
事業費 (千円)		3,031	1,805	496

### ② 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4 市1/4

#### <目的・事業概要>

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

## <実績>

区分 年度	実施 法人数	事業対象 者数 (人)	補助額 (千円)				事務費	事業費 合計
			訪問介護	通所介護	短期入所	特別養護 老人ホーム 入所		
18	1	12	1	0	0	51	7	58
19	0	11	0	0	0	0	3	3
20	2	11	21	0	13	0	2	36

### (3) 地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の39	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

#### <目的・事業概要>

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、H18年4月に4ヵ所の地域包括支援センターを設置した。地域包括支援センターの主な業務は、地域で暮らす高齢者を支援するための地域やさまざまな機関とのネットワークづくり、総合相談・権利擁護事業、ケアマネジャー支援事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

#### ・地域包括支援センター設置状況

包括センター名	事業所住所	担当校区
中央地域包括支援センター	有明町2丁目3番地 長寿社会推進課内	大牟田、大正、上官、平原、白川、 中友
北部地域包括支援センター	大字手鎌1300番地42 手鎌地区公民館内	手鎌、明治、吉野、上内、倉永
東部地域包括支援センター	大字三池629番地2 三池地区公民館内	三池、銀水、羽山台、高取
南部地域包括支援センター	馬込町1丁目20番地1 駛馬地区公民館内	みなと、諏訪、駛馬北、駛馬南、 笹原、川尻、天道、玉川

#### ①地域とのネットワークづくり

地域資源やニーズを把握するため、民生委員・児童委員協議会や校区公民館連絡協議会などの会議や地域の行事などに積極的に参加した。特に民生委員・児童委員協議会へは、役員会・校区会長会ばかりでなく、各校区の会議へ出向き、連携強化をはたらきかけた。また、「徘徊模擬訓練」、「もの忘れ相談検診」に参加し、認知症や高齢者の見守り等について、取り組みを継続している。この他、定期的に「地域包括だより」を発行し、市民啓発を行った。



## ②総合相談支援・権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待などさまざまな相談に下記のとおり対応した。そのほか、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

### <実績>

・相談件数（4月～3月）

	中央地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	総計
介護保険	111	265	238	254	868
虐待	22	18	24	38	102
成年後見	48	67	50	50	215
予防プラン	4	47	60	20	131
地域支援	8	29	45	12	94
福祉事業	2	20	33	15	70
ケアマネジャー支援	14	11	16	18	59
認知症	55	115	87	71	328
施設入所	24	65	23	65	177
医療・疾病	9	69	43	93	214
地域の困り事	25	33	22	50	130
その他	71	96	41	106	314
計	393	835	682	792	2,702

・虐待に対する対応

虐待の通報（届出）件数	19件
うち虐待として対応した件数	13件
うちやむを得ない措置	3件
緊急保護	2件

・虐待の内容（重複あり）

身体的虐待	8件
介護・世話の放棄・放任	4件
心理的虐待	6件
性的虐待	0件
経済的虐待	8件

・成年後見制度市長申立て

申立て済	13件
後見等開始	10件

## ③ケアマネジメント支援事業

ケアマネジメントの質の向上とケアマネジャーの資質・専門性の向上のため、H20年度は、地域単位（地域包括支援センターごと）で大牟田市介護支援専門員連絡協議会と主任ケアマネジャーとの協働で以下の研修を行った。研修は、研鑽の場にとどまらず、ケアマネジャー同士が気軽にコミュニケーションをとり、お互いが抱えている悩みや処遇困難事例を相談できるような「場」としても活用した。

▽中央地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	H20年 8月 21日	保護制度の概要と介護扶助について
第2回	H21年 2月 19日	市民生活と消費者被害について

▽北部地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	H20年 9月 11日	国際生活機能分類 (ICF) モデルの見方・考え方について～PartⅢ
第2回	H21年 3月 18日	国際生活機能分類 (ICF) モデルの見方・考え方について～PartⅣ

▽東部地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	H20年 7月 16日	自立支援法について
第2回	H20年 11月 26日	大牟田市総合病院における退院支援の現状と課題について

▽南部地域包括支援センター

	期 日	内 容
第1回	H20年 10月 15日	介護保険制度の情勢と取り組み、今後の介護支援専門員に期待すること
第2回	H21年 2月 5日	介護保険課のリハビリテーション

④介護予防ケアマネジメント

ア. 予防給付 (要支援1・2プラン作成状況)

介護予防サービスにかかる要支援1・2と認定された人に対する介護予防プランを地域包括支援センターにおいて作成した。また、地域包括支援センターの出先機関 (サブセンター) として位置づけた介護・予防相談センターと連携し、増加する作成件数に対応することにより効果的な事業の推進を図った。

要支援1・2プラン作成件数

(平成21年3月分 国保連請求実績から)

			中央地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	合計件数
委 託	居宅	新規	8	8	2	10	28
		継続	156	101	137	153	547
直 営	包括	新規	0	2	4	3	9
		継続	103	97	84	68	352
	サブセ ンター	新規	5	5	8	2	20
		継続	147	155	132	217	651
合計			419	368	367	453	1,607

イ. 特定高齢者把握事業

本市に居住する65歳以上の人 (要支援及び要介護の認定を受けている人は除く) に基本チェックリストを交付し、特定高齢者の候補者を把握した。さらに、その特定高齢者候補者に対し、生活機能評価の健診を行うことで特定高齢者を把握した。

チェックリスト取得者数	20,728人
特定高齢者候補者数	7,852人
特定高齢者数	549人

### ⑤大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成17年9月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターから提出された事業計画・事業報告、収支予算・決算等により、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

#### <実績>

区分 \ 年度	18	19	20
開催回数	4	5	5

・平成20年度開催状況

	期 日	内 容
第1回	H20年6月5日	○平成19年度地域包括支援センター事業実績報告について ○平成19年度地域包括支援センター決算報告について、ほか
第2回	H20年7月31日	○平成20年度地域包括支援センター事業実施状況について(4~6月)、ほか
第3回	H20年10月31日	○平成21年度以降の地域包括支援センターについて ○平成20年度地域包括支援センター事業実施状況について(7~9月)、ほか
第4回	H21年1月31日	○地域包括支援センターの充実について ○平成20年度地域包括支援センター事業実施状況について(10~12月)、ほか
第5回	H21年3月26日	○平成21年度地域包括支援センター事業計画について ○平成21年度地域包括支援センター事業予算について、ほか

### (4)介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の39	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/10 市 20.25/100 保険料 19/100

#### <目的・事業概要>

地域包括支援センターと連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等へ訪問し実態調査も行った。

また、介護予防事業のうち筋力アップ教室等の開催も行った。

・設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町9番地3	上官・平原
天光園	橘1494番地1	吉野・上内・倉永
延寿苑	歴木1807番地1291	三池・高取
サン久福木	久福木894番地	銀水・羽山台

サンフレンズ	沖田町 510 番地	駿馬南・笹原・川尻
やぶつばき	青葉町 130 番地 2	駿馬北・天道・玉川
大牟田医師会	不知火町 2 丁目 144 番地	大牟田・大正
こもれび	中町 1 丁目 4 番地 1	手鎌・明治
済生会大牟田	田隈 810 番地	白川・中友
美さと	南船津町 1 丁目 10 番地	みなと・諏訪

・活動状況

年度	18	19	20
区分			
訪問調査件数(延件数)	1,116	2,081	1,938
事業費(千円)	12,529	18,259	17,160

(5) 介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法第115条の38	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(介護予防事業) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (任意事業) 国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

<目的・事業概要>

平成18年4月より施行された改正介護保険法に基づき地域支援事業が創設され、介護予防事業(特定高齢者向け、一般高齢者向け)及び任意事業に取り組んだ。

①介護予防事業(特定高齢者向け事業)

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア. 筋力アップ教室事業

マシントレーニングを3ヵ月間(25回シリーズ)にわたり実施した。

年度	18	19	20
区分			
延利用者数	78	118	124
事業費(千円)	7,413	8,348	8,715

イ. 筋力アップフォロー教室事業

筋力アップ教室事業を修了した方等に、引続き3ヵ月間(25回シリーズ×16教室)にわたり実施した。

年度	18	19	20
区分			
延利用者数	52	81	101
事業費(千円)	2,357	4,063	5,670

ウ. 介護予防教室事業（よかば〜い体操教室事業）

トレーニングマシンを使わない家庭でできる筋力トレーニング（よかば〜い体操）を4ヵ月間（15回シリーズ×8教室）にわたり実施した。

年度	18	19	20
延利用者数	9	30	83
事業費（千円）	614	873	2,051

エ. 口腔ケア（口腔機能向上）教室事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを4ヵ月間（8回シリーズ×10教室）にわたり実施した。

年度	18	19	20
延利用者数	19	51	93
事業費（千円）	478	1,612	3,489

オ. 介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、介護予防を目的としたアクティビティ（運動、教養、趣味等の作業活動）を実施した。

年度	18	19	20
延利用者数	158	180	176
事業費（千円）	14,152	10,603	10,832

カ. 生活管理指導員派遣事業

在宅生活の継続を図るため、日常生活で障害になる事柄について、生活管理員（ヘルパー等）が自宅に訪問し指導助言を行った。

年度	19	20
延利用者数	62	65
事業費（千円）	2,470	2,586

②介護予防事業（一般高齢者向け事業）

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域の交流を目的として、事業を実施した。

ア. 健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業（運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等）や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を3ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを養成した。H16年度より養成している。

年度	18	19	20
養成者数	16	11	11
事業費（千円）	156	126	414

イ. よかば〜い体操普及事業

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識付けと機能の維持・向上を図った。

区 分	年 度	19		20	
		巡回教室	体験教室	巡回教室	体験教室
延 実 施 回 数		140	39	121	309
延 利 用 者 数		2,337	431	1,795	3,552
事業費 (千円)		787	273	590	2,163

ウ. 介護予防地域活動組織支援事業 (いきいきクラブ・ふれあい教室事業)

ボランティア主導型の健康づくりやレクリエーション等を地域及び保健所において実施した。

区 分	年 度	18	19	20
延 利 用 者 数		274	327	341
事業費 (千円)		80	120	120

エ. 老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

区 分	年 度	18	19	20
事業費 (千円)		2,000	2,000	2,000

オ. 地域交流拠点活動推進事業

高齢者の介護予防について地域の特性や住民の支援を活用し、地域による介護予防に係る事業を実施することにより、本市における介護予防の推進を図る。

区 分	年 度	20
事業費 (千円)		8,000

(事業費のうち、6,000千円は国の全額補助にて実施)

### ③任意事業

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア. 自立支援配食サービス事業

在宅ひとり暮らしで心身の状況により食事の用意が困難な高齢者を対象に、生活の自立と質を確保するとともに、安否確認も合わせて実施した。

区 分	年 度	18	19	20
延 利 用 者 数		454	389	352
総 配 食 数		59,184	52,376	45,292
事業費 (千円)		8,897	7,857	6,794

イ. 家族介護慰労金支給事業

1年間介護保険のサービスを受けずに重度の要介護高齢者を介護している家族に対し、慰労金を支給するもの。H18年度から、介護保険法に基づく地域支援事業の任意事業として実施しているが、ともに実績なし。H20年度をもって廃止した。

区 分 \ 年 度	18	19	20
件 数	0	0	0
事業費 (千円)	0	0	0

#### ウ. 成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。

区 分 \ 年 度	19	20
市 長 申 立 件 数	7	13
事業費 (千円)	268	638

### (6) 介護用品給付サービス事業(紙おむつ給付)

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。H7年2月から実施している。

H18年度からは、介護保険市町村特別給付として実施している。

区 分 \ 年 度	18	19	20
利 用 実 人 員	321	480	531
事業費 (千円)	8,742	8,682	9,129

### (7) 介護費用適正化事業

根拠法令等	介護保険事業関係業務実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

#### <目的・事業概要>

適切なケアプランの確保のため、適正化システムを活用し、ケアプランの作成件数、サービスの給付実績等のデータに基づきサービスの提供実績の確認、過剰なサービスの提供や過度の利用者掘り起こしが行われていないか確認を行った。

### (8) 制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

介護保険制度の導入に伴い、利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料19/100

#### <目的・事業概要>

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設及びグループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換や電話相談などに取り組んでいる。

**(9) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業**

根拠法令等	老人保健健康増進等事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国10/10

**<目的・事業内容>**

高齢化の進展に伴い認知症高齢者が今後さらに増加する状況の中で、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成14年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んできた。既に後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている本市において、高齢になるほど発症率が高まる認知症の対策を講じることは喫緊の課題となっている。

このため、認知症の発症前から終末期まで、地域、専門職等の関係機関が、認知症の進行に応じた本人とその家族に対する連続的・包括的な支援体制の整備を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会の認知症ケア研究会と密接な連携を図りながら、早期発見・診断、早期支援・予防、ケアマネジメントの質の向上、医療連携、地域啓発等に取り組んできた。

**① 認知症コーディネーターの育成**

介護現場の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど認知症ケア専門のコーディネーターとなる人材の育成を目指し、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。また、平成18年度からは小規模多機能型居宅介護施設の管理者または管理者に準ずるものの受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

区 分 \ 年 度	18 (3期生)	19 (4期生)	20 (5期生)	合計 (1期生～5期生)
認知症コーディネーター研修 修了生(人)	8	11	12	48

**② 早期発見・相談支援・予防教室の拡充**

もの忘れ相談医(かかりつけ医)や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のためのもの忘れ相談検診、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設を活用して開催した。

ア. もの忘れ相談検診の実施

タッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。

区 分 \ 年 度	18	19	20
開催回数	2	2	3
受診者数	145	129	262

イ. 認知症予防教室の開催

もの忘れ相談検診のスクリーニングにおいて、軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いのある地域住民を対象に、延10カ所の介護予防拠点・地域交流施設において、3ヵ月間、週1回、13回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

区 分 \ 年 度	18	19	20
延べ開催場所数	3	8	10
教室参加者数	30	82	80



### ③もの忘れ相談・地域支援体制構築事業

#### ア. もの忘れ相談医フォローアップ・自動車運転支援ワークショップ

認知症の人とその家族への地域支援体制の拡充を図り、認知症介護のさらなる質の向上を図るとともに、医療・介護との連携を充実するため、医師会や認知症コーディネーター修了生、地域包括支援センター、介護支援専門員連絡協議会等の多職種が参加してワークショップを開催した。あわせて、もの忘れ相談医やかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者のフォローアップ研修も、多職種参加のもとに認知症の人とその家族の支援を検討するための基礎固めになった。

日 程	内 容	講 師
9月13日(土)	認知症の理解と早期診断・支援、予防の取り組み	鳥取大学医学部保健学科 教授 浦上克哉氏
10月28日(火)	自動車運転支援の現状と課題	東原整形外科病院 医師 涌谷洋介氏
11月6日(木)	自動車運転支援の意義と実践	熊本大学大学院医学薬学研究部 教授 池田学氏
12月5日(金)	地域におけるかかりつけ医の役割と認知症診療の実際	国立長寿医療センター 包括診療部長 遠藤英俊氏
12月16日(火)	若年認知症の医療と本人・家族支援	香川大学医学部精神神経医学講座 講師 高橋正彦氏
1月16日(金)	高齢者の権利擁護と医師の役割	いけだ後見支援ネット 池田恵利子氏
2月14日(土)	ケアマネジメントとステージアプローチ	認知症介護研究・研修東京センター 主任研究主幹 永田久美子氏

#### イ. 認知症ケアマネジメント普及促進事業

また、事業所職員のみでなく、あんしん介護相談員にも参加してもらい、認知症の人のためのケアマネジメント・センター方式実践研修会を開催し、認知症支援についてともに考える機会をもった。

日 程	内 容	講 師
5月11日(日)	認知症の人のためのケアマネジメント・センター方式平成19年度実践報告会	NPO法人コレクティブ 川原秀夫氏
12月13日(土)	新しい認知症ケアを実践するためのケアマネジメント・センター方式導入編	高齢者総合福祉施設アザレンさなだ 施設長 宮島渡氏
1月18日(日)	センター方式活用の基礎編	社会福祉法人それいゆ 谷口和子氏
2月14日(日)	認知症の人のステージアプローチ編	認知症介護研究・研修東京センター 主任研究主幹 永田久美子氏
3月15日(日)	センター方式の活用とそれぞれの事業所への普及編	社会福祉法人それいゆ 谷口和子氏

参加者：介護サービス事業所 31名(16事業所)、あんしん介護相談員 9名

### ④世代間交流・多分野交流・国際交流によるまちづくりの推進

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア. 認知症サポーター養成講座

平成17年度から「認知症を知る1年」キャンペーンの一環として、絵本教室などをおして認知症の理解を図ることにより、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいます。

区 分 \ 年 度	18	19	20
市民向け養成講座(回)	3	6	23
職域別養成講座(回)	2	1	3

イ. 子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。

さらに、より多くの児童・生徒に絵本を通して認知症の理解啓発を促進し、また、その子供たちを通じて地域の大人たちへ認知症の理解啓発を促進するために、子供たちの学びの場面（絵本教室）や絵本コンサートの開催に関するDVDを制作し、広く小中学校の教育現場等において活用を行っている。

区 分 \ 年 度	18	19	20
小学校(校)	4	6	8
中学校(校)	3	9	5

ウ. ほっと・安心（徘徊）ネットワークの全市的活動

全市内や周辺市町村への情報発信及び高齢者等SOSネットワークとの連携強化を図るため、はやめ南人情ネットワークと協働し、第5回目となる徘徊模擬訓練を実施した。平成20年度は地域住民を中心とした小学校区9校区が参加し、独自の企画や設定など、実り多い訓練になった。今後も、模擬訓練を通して小学校区単位の地域のまちづくりネットワークの構築に向けて、他の校区においても、このような地域のまちづくりネットワークの構築を目指していく。

		19年度	20年度
1	模擬訓練参加者（人）	311	612
2	当日のスタッフ（人）	142	213
訓練参加者合計（人）		453	825
3	徘徊役の人数（人）	15	34
4	徘徊役に声をかけた人数（人）	97	333
5	模擬訓練参加校区（校区数）	7	9
6	他都市からの視察（人）	21	18

(10)大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料（第1号被保険者）

<目的・事業内容>

大牟田市では、平成12年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険会計においては、保険料を3年ごとに見直すことにより、事業運営期間（3年間）の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い適正に管理を行っている。また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

平成20年度においては剰余金が生じたため、運用により生じた利子収入とともに積立てを行い、基金現在高は下表のとおりとなっている。

## <実績>

平成20年度の基金異動予定額

(単位：円)

年度当初額	積立額	処分額	20年度決算に伴う 基金高
735,068,127	43,181,993	0	778,250,120

### (11)制度の周知

#### ①“人・心・まちづくり”地域ミーティング

これまで取り組んできた認知症支援について、関係者同士による定点観測を行い、これからの方向性を見出すことを目的として、認知症予防教室、地域ネットワークづくり、絵本教室、そして認知症ケアコミュニティ推進事業で目指してきたものについて、それぞれ報告し意見交換を行った。

開催日：平成20年4月27日（日）

#### ②その他

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』を作成したり、『広報おおむた』や市公式ホームページに掲載する等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。

### (12)相談・苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

### (13)情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、平成18年度より介護予防プラン（要支援1・2）作成のための情報開示は、中央地域包括支援センターで対応することになった。

## <実績>

年度	対象	内 訳		
		認定調査表	主治医意見書	審査判定の経過等
18	個人	24	4	3
	事業者	1,896	1,737	469
19	個人	9	6	2
	事業者	2,155	2,052	638
20	個人	23	7	9
	事業者	2,241	2,188	686

## 第4節 児童福祉・母子保健

### 1 次世代育成支援行動計画推進

#### (1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプランⅡ」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

##### <計画の期間>

平成17年度から平成26年度までの10年間(平成21年度見直し)

##### <実績>

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

### 2 子育て支援事業

#### (1) 乳幼児医療費助成

根拠法令等	大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

##### <目的・事業内容>

乳幼児の医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

##### <支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校就学前の乳幼児
- ・ 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと

##### <実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
国保	対象者	1,340	1,252	1,221	1,167	1,282
	件数	10,142	10,317	9,528	9,914	12,712
	金額(千円)	25,229	24,967	23,249	26,839	29,465
社保	対象者	5,007	4,930	4,929	4,732	4,754
	件数	36,577	36,730	37,269	39,117	50,085
	金額(千円)	91,408	87,023	90,247	102,393	116,081
計	対象者	6,347	6,182	6,150	5,899	6,036
	件数	46,719	47,047	46,797	39,117	62,797
	金額(千円)	116,637	111,990	113,496	129,232	145,546

- ※ 平成14年度10月から3歳未満の乳幼児の一部負担金が3割から2割に変更
- ※ 平成16年度1月から入院については、対象者を就学前まで拡大
- ※ 平成19年1月から3歳未満の初診・往診料が乳幼児医療の助成対象となる。
- ※ 平成20年10月から外来についても、対象者を就学前まで拡大

## (2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	被用者 国8/10, 県1/10, 市1/10 非被用者 国1/3 県1/3, 市1/3 特例給付 国10/10 小学校修了前特例給付 国1/3 県1/3, 市1/3

### <目的・事業内容>

手当を支給することにより、家庭における児童の生活の安定を図り、そして児童の健全育成及び資質の向上を目的とする。

### <支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校修了前児童（平成18年4月から）を養育している父母等
- ・ その者の前年の所得額が制限額未満であること

### <支給額>

区分		月額
3歳未満		10,000円
3歳以上	第1子分	5,000円
	第2子分	5,000円
	第3子以降分	10,000円

※19年4月から、3歳未満児童は一律10,000円支給。

### <実績>

区分		年度	16	17	18	19	20
被用者	受給人員(延数)	19,465	19,151	21,177	21,652	21,784	
	支給額(千円)	112,845	110,035	121,710	201,140	217,840	
非被用者	受給人員(延数)	8,632	8,373	7,671	7,705	7,530	
	支給額(千円)	52,180	50,490	45,735	71,990	75,300	
特例給付	受給人員(延数)	2,842	2,641	716	324	332	
	支給額(千円)	16,210	14,970	4,065	2,975	3,320	
被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	45,543	48,685	69,358	73,495	72,708	
	支給額(千円)	262,640	280,155	395,715	418,355	412,925	
非被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	20,006	20,899	29,515	29,842	28,080	
	支給額(千円)	116,250	122,045	171,135	173,105	162,790	
計	受給人員(延数)	96,488	99,749	128,437	133,018	130,434	
	支給額(千円)	560,125	577,695	738,360	867,565	872,175	

※18年4月から、小学校第3学年修了前から小学校修了前までに改正

### (3) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

#### <目的・事業内容>

手当を支給することにより、父と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

#### <支給対象者>

- ・ 父と生計を同じくしていない、18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- ・ 公的年金を受けていないこと

#### <支給額>

区分	全額支給	一部支給
1人目	41,720円	41,710円～9,850円
2人目	5,000円加算	
3人目以降	3,000円加算	

#### <実績>

年度		16	17	18	19	20	原因別			
新法	件数	1,530	1,613	1,619	1,644	1,627	離婚	遺棄	死亡	その他
	支給額 (千円)	741,589	761,119	766,447	775,408	772,948	1,461	7	10	149
旧法	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (4) 母子生活支援施設運営事業

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	所管課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

#### <目的・事業内容>

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

#### <施設の概要>

名称	大牟田市母子生活支援施設		
所在地	大牟田市小浜町44-5		
敷地面積	2,080.96 m <sup>2</sup>	建築延面積	1,147.92 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート3階建 (昭和53年度全面改築)		
定員	20世帯		

#### <実績>

年度		16	17	18	19	20
区分	世帯数	(7) 92	(7) 95	(7) 85	(6) 71	(9) 111
	人員	(19) 229	(19) 229	(18) 220	(14) 166	(21) 248
措置費(千円)		14,944	13,600	12,340	11,377	21,306

※ ( )は月平均

※ 市が措置したもの

(大牟田市母子生活支援施設への他市からの入所は含まない。市から他市の母子生活支援施設への入所は含む)

#### (5)助産施設

根拠法令等	児童福祉法第35条第3項	所管課	児童家庭課
-------	--------------	-----	-------

##### <目的・事業内容>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

##### <施設の概要>

平成9年4月1日設置

名称	大牟田市立総合病院助産施設
所在地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定員	1名

#### (6)児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所管課	児童家庭課
-------	-----------------	-----	-------

##### <目的・事業内容>

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

##### <実績>

###### ①内容別相談受付人数

相談内容		年度			
		17	18	19	20
養護相談	児童虐待	40	61	64	52
	その他	18	37	51	33
保健相談		0	2	0	0
障害相談		2	6	4	9
非行相談		0	1	0	0
育成相談		7	7	11	32
その他の相談		4	3	4	8
合計		71	117	134	134

###### ②年齢別相談受付人数

年齢区分	年度			
	17	18	19	20
未就学児 (0～3歳)	19	35	41	36
(4～6歳)	19	28	19	16
小学校低学年 (1～3年生)	7	19	28	27
高学年 (4～6年生)	11	20	21	28
中学生 (12～15歳)	10	8	20	23
～18歳	5	7	5	4
合計	71	117	134	134

### (7)子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

#### <目的・事業内容>

保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行うため、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、大牟田市子ども支援ネットワークを設置する。構成機関を見直して、「大牟田市子育て支援センター」を18年度限りで削除し、平成19年度から「学識経験者」を新たに加える。平成20年度より、福岡法務局柳川支局と柳川人権擁護委員協議会が構成団体に加わるようになった。

#### <構成機関>

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校校長会
大牟田市中・特別支援学校校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会

## 3 母子及び寡婦福祉

### (1)母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条・第14条・第32条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 10/10

#### <目的・事業内容>

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

#### <母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分)>

資金名	貸付 限度額 (千円)	利息	種類		17年度 貸付状況		18年度 貸付状況		19年度 貸付状況		20年度 貸付状況	
			寡婦	母子	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
事業開始資金	2,830	3%	○									
事業継続資金	1,420			○								
修学	高校	公立 18	無利子	○	2	1,296	2	1,296	1	648	1	648
		私立 30	無利子	○	3	3,240	1	1,080			4	4,320
	高等専門学校	公立 21	無利子	○								
		私立 32	無利子	○							1	1,080



資 金	大学	公立 45	無利子	○								
		私立 54	無利子	○	5	13,680			1	3,072		
	専修短大	公立 45	無利子	○								
		私立 53	無利子	○	4	6,000	3	3,432				
	専修 (一般課程)	29	無利子	○								
修業資金		50 (460)	無利子	○								
				○	2	2,280	4	3,660	1	600		
就学支援資金	高校等 75 大学等 370		無利子	○	2	485	4	525	1	300	7	2,595
				○	8	3,850	5	1,920	4	1,526		
住宅資金	1,500 (特別 2,000)	3%		○				2	528			
				○								
就職支度資金		100 (220)	無利子	○								
				○								
技能取得資金	50 (460)	無利子		○							4	4,308
				○			1	1,080	2	2,064		
生活資金	103	3%		○								
				○			3	909	1	309	4	5,624
結婚資金	300	3%		○							1	260
				○								
転宅資金	260	3%		○								
				○								
合計					26	30,831	25	14,430	11	8,519	22	18,835

※ 貸付限度額は、平成18年4月1日現在

※ 修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

※ 技能習得資金の( )金額は、自動車運転免許の場合

※ 就職支度資金の( )金額は、自動車購入の場合

## (2)福岡県母子福祉協力員

### <目的・事業内容>

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

## (3)ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県1/2 市1/2

### <目的・事業内容>

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、ならびに一人暮らしの寡婦に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

### <支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、ならびに一人暮らしの寡婦
- ・ 国民健康保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人又は被扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当施行令に定める額を超えていない者
- ・ 一人暮らしの寡婦に対しては、平成20年9月末で対象外とするが、平成22年9月末まで経過措置継続

<実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
国保	対象者	2,550	2,497	2,453	2,377	2,241
	件数	38,246	40,664	42,311	42,873	39,166
	金額(千円)	167,124	160,386	157,587	146,778	128,622
社保	対象者	1,951	2,128	2,120	2,167	1,985
	件数	18,190	21,277	21,598	24,601	22,778
	金額(千円)	55,759	65,330	68,185	77,310	65,938
計	対象者	4,501	4,625	4,573	4,544	4,226
	件数	56,436	61,941	63,909	67,474	61,944
	金額(千円)	222,883	225,716	225,772	224,088	194,560

※ 平成20年10月から対象者に父子家庭を追加

(4) 高等職業訓練促進給付事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進給付金支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成17年度から実施したものの。

平成21年3月から支給対象期間の延長が図られた。

<対象資格>

- ・ 看護師（准看護師を含む）
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士

<実績>

区分		年度			
		17	18	19	20
12か月給付者	(人)	3	1	3	2
8か月給付者	(人)	6	1	1	3
18か月給付者	(人)	-	-	-	1
給付者のうち資格取得者	(人)	9	2	4	5
給付者のうち就職者	(人)	9	2	4	5
事業費	(千円)	8,652	2,060	4,532	5,047

## 4 保育事業

### (1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

#### <目的・事業内容>

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

#### <実 績>

年度		16	17	18	19	20
区 分	保育所数	22	22	22	22	22
	定員	2,140	2,210	2,240	2,240	2,240
	公立	170	170	170	170	170
	私立	1,970	2,040	2,070	2,070	2,070
公 立	人 員	(179)	(187)	(178)	(159)	(164)
	委託費(千円)	2,147	2,239	2,130	1,909	1,968
私 立	人 員	(2,073)	(2,148)	(2,191)	(2,151)	(2,131)
	委託費(千円)	24,870	25,773	26,294	25,811	25,575
管 外	人 員	(47)	(51)	(52)	(60)	(64)
	委託費(千円)	569	613	623	714	762
合 計	人 員	(2,299)	(2,385)	(2,421)	(2,370)	(2,359)
	委託費(千円)	27,586	28,625	29,047	28,434	28,305
		1,903,369	1,942,579	1,941,127	1,941,787	1,950,458

※ ( ) は月平均

### (2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、民間保育所に補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により援護を必要とする者を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

#### <実 績>

年度		16	17	18	19	20
養護児(障害児)保育	実施施設数	4	4	10	13	11
	児童数(延数)	133	191	215	233	213
	事業費(千円)	9,207	14,108	20,659	13,234	11,100

※ 養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数(延数)については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については平成16年度から私立保育所分

のみ計上。

### (3)一時保育事業

根拠法令等	大牟田市一時保育促進事業実施要綱 大牟田市一時保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

#### <目的・事業内容>

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不規則な就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

#### <実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
一時保育	実施施設数	4	4	7	9	7
	児童数	(124) 5,935	(104) 5,009	(50) 4,196	(45) 4,828	(40) 3,320
	事業費(千円)	10,683	6,462	4,872	8,370	5,670

※ ( )は、1か所当たり月平均。

### (4)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国1/2 市1/2相当

※ 平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当

#### <目的・事業内容>

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

#### <実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
延長保育促進	実施施設数	6	6	6	6	6
	児童数(月平均)	62	154	172	174	184
	事業費(千円)	27,830	27,755	27,635	8,200	8,200

※ 児童数(月平均)は、平成17年度より実利用児童数の平均。

16年度までは、月のうち利用が一番多い週を児童数月平均として計上。

### (5)つどいの広場・子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(フレンズピアおおむた2階)	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

#### <目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設(フレンズピアおおむた)の2階にお

いて平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成19年4月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。

### <実績>

区分	年度		
	18	19	20
登録組数(組)	(68) 408	(53) 641	(53) 633
利用組数(組)	(289) 1,731	(392) 4,698	(361) 4,331
利用人数(人)	(639) 3,834	(893) 10,716	(815) 9,780
講座開催回数(回)	5	12	13
講座参加人数(人)	83	317	370
子育て相談数(件)	30	97	182
リズム遊び開催数(回)	11	35	36
リズム遊び参加数(組)	195	721	767
事業費(千円)	2,600	3,592	3,443

※ ( )は、月平均。

### (6)子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当・子育て支援担当	負担割合	国1/2 市1/2相当

※ 平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

### <目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

### <実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
ショートステイ事業	利用者数	3	14	5	6	4
	延日数	8	109	16	25	30
	事業費(千円)	40	458	148	121	234
トワイライトステイ事業	利用者数	15	11	10	4	18
	延日数	28	49	17	6	33
	事業費(千円)	38	86	31	13	86

※ 平成15年度より事業名を「子育て支援短期利用事業」から「子育て短期支援事業」へ変更

### (7) 乳幼児健康支援一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

#### <目的・事業内容>

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

#### <対象者>

生後2ヵ月から小学3年生まで

#### <実績>

区分	年度	16	17	18	19	20
利用児童数(月平均・人)		336(28)	243(20)	377(31)	277(23)	236(20)
事業費(千円)		4,403	4,279	4,563	4,234	4,247

### (8) ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー・サポート・センター	負担割合	国1/2 市1/2相当

#### <目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

#### <会員>

次の各号のすべてに該当する者

- ・ 市内に居住する者
- ・ 援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・ 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・ 援助会員は講習会等を受講した者

#### <実績>

区分	年度	16	17	18	19	20
会員数		526	702	825	837	829
活動数(月平均)件		1,075(90)	1,313(109)	1,234(103)	1,132(94)	730(61)

※ 平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託し、7月から活動開始

### (9) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則	所管課	児童家庭課
申請窓口	各学童保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

#### <目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所を設置運営するものである。

管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

## <対象児童>

小学校1年からおおむね3年までの児童、又は小学校4年生から6年生までの障害を有する児童

## <実績>

区分		年度				
		H16	H17	H18	H19	H20
三池学童保育所	月平均	39	41	41	41	42
	延人員	474	497	486	496	509
高取学童保育所	月平均	28	29	33	29	30
	延人員	345	348	392	345	358
中友学童保育所	月平均	34	36	49	40	24
	延人員	416	436	586	472	282
三川学童保育所	月平均	33	36	38	36	42
	延人員	399	437	460	434	498
白川学童保育所	月平均	39	42	41	41	41
	延人員	477	509	496	494	495
銀水学童保育所	月平均	42	39	44	43	41
	延人員	510	478	532	511	497
吉野学童保育所	月平均	39	38	41	43	43
	延人員	473	464	501	510	517
笹原学童保育所	月平均	37	32	32	29	31
	延人員	445	395	385	352	374
大牟田学童保育所	月平均	30	29	36	42	42
	延人員	370	353	435	509	501
手鎌学童保育所	月平均	33	40	46	53	51
	延人員	399	489	547	630	613
駛馬北学童保育所	月平均	-	13	26	28	29
	延人員	-	166	311	340	348
羽山台学童保育所	月平均	-	-	27	38	42
	延人員	-	-	326	459	507
明治学童保育所	月平均	-	-	-	21	30
	延人員	-	-	-	254	356
大正学童保育所	月平均	-	-	-	-	40
	延人員	-	-	-	-	478
計	月平均	354	375	455	484	528
	延人員	4,308	4,572	5,457	5,806	6,333
定員		400	440	480	520	560
事業費 (千円)		75,141	83,560	51,013	53,205	54,175

- ※ 平成10年7月1日 白川学童保育所開所  
 平成12年4月1日 銀水、吉野学童保育所開所  
 平成14年4月1日 笹原学童保育所開所  
 平成15年7月10日 大牟田学童保育所開所  
 平成16年4月1日 手鎌学童保育所開所  
 平成17年4月1日 駛馬北学童保育所開所  
 平成18年4月1日 羽山台学童保育所開所  
 平成19年4月1日 明治学童保育所開所  
 平成20年4月1日 大正学童保育所開所

## 5 母子医療事業

### (1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

#### <目的・事業内容>

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

#### <実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
新規申請者数		19	19	27	13	13
出生時 体重	1,000 g 以下	3	1	4	1	2
	1,001～1,500 g	4	1	5	4	3
	1,501～1,800 g	1	6	4	5	5
	1,801～2,000 g	8	7	9	3	2
	2,000 g 以上	3	4	5	0	1

### (2) 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等援護費支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)及び糖尿病等の妊産婦の経済的負担を軽減し早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が1万5千円以内の世帯に属するものが対象となる。

#### <実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
申請者数		0	0	2	0	0

### (3) 育成医療

根拠法令等	児童福祉法 第20条(H18. 3. 31まで) 障害者自立支援法 第58条(H18. 4. 1から) 福岡県育成医療給付実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

#### <目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。



<実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
申請件数		30	30	39	35	35
給付内訳	肢体不自由	2	4	11	2	6
	視覚障害	0	0	1	0	1
	聴覚・平衡機能障害	0	2	1	3	1
	音声・言語・そしゃく機能障害	10	4	4	15	18
	心臓機能障害	7	8	9	9	5
	腎臓機能障害	1	3	0	0	0
	その他	10	9	13	6	4

(4)小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠法令等	児童福祉法第21条の5 福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度									
		16		17		18		19		20	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申請件数		20	65	29	58	20	63	19	77	13	78
給付内訳	悪性新生物	3	24	9	16	9	21	3	21	5	21
	慢性腎疾患	3	1	5	1	3	2	0	3	0	3
	慢性呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	慢性心疾患	1	0	0	1	0	1	3	2	0	3
	内分泌疾患	7	18	2	18	6	19	8	23	1	23
	膠原病	2	4	1	4	0	3	0	4	2	4
	糖尿病	2	6	3	8	1	6	3	10	1	10
	先天性代謝異常	1	3	3	1	1	4	0	4	2	4
	血友病等血液疾患	1	9	1	6	0	4	1	6	2	6
	神経・筋疾患	0	0	5	1	0	1	1	2	0	2
慢性消化器疾患	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	

(5)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みの軽減を図るため、平成16年4月より開始された。19年4月より、助成期間が2年から5年に延長され、また、年度中の申請が1回から2回へと

拡充された。

治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

**<実績>**

年度 区分	16	17	18	19	20
申請者数	8	10	24	40	56

## 6 母子健康診査事業

### (1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

**<実績>**

年度 区分	16	17	18	19	20	
妊婦一般 健康診査	合計	1,730	1,704	1,849	1,735	2,096
	内1回目	885	872	952	886	1,018
	内2回目	845	832	897	849	1,078
委託料(千円)	11,245	11,126	12,193	11,590	16,768	

### (2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12・13条 大牟田市乳幼児健康診査実施要綱 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要綱	所管課 負担割合	児童家庭課 市 10/10 平成16年度までは1歳6か月児 と3歳児は国からの補助あり
実施場所	委託医療機関		

**<目的・事業内容>**

乳幼児健康診査（4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）を実施し、乳幼児の健康増進を図る。

4か月児健診は平成16年4月から、10か月児健診は平成10年1月から、1歳6か月児健診は平成13年4月から、3歳児健診は平成16年4月から医療機関に委託している。

**<実績>**

年度 区分	16	17	18	19	20		
乳 児	4か月児 健康診査	対象人員	977	862	933	954	875
		受診実人員	914	851	905	939	870
	10か月児 健康診査	対象人員	1,032	899	889	964	917
		受診実人員	958	854	812	919	878
	精密検査数		31	36	29	22	19
	委託料(千円)		10,081	9,193	9,155	6,913	6,452

幼児	1歳6か月児 健康診査	対象人員	988	979	873	892	975
		受診実人員	898	913	831	851	929
		精密検査数	10	11	7	10	12
		委託料(千円)	4,825	4,914	4,455	4,192	4,584
	3歳児 健康診査	対象人員	1,022	988	1,031	928	857
		受診実人員	876	864	974	854	766
		精密検査数	32	35	32	16	15
		委託料(千円)	4,732	4,679	5,273	3,646	3,266

### (3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発育遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月5回、予約制。

#### <実績>

受診者数(延)

区分	年度	16	17	18	19	20
発達クリニック		120	113	118	125	125
ことばとこころの相談		196	200	180	161	148

## 7 母子保健指導事業

### (1) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条・15条・16条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所、その他	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

#### <実績>

区分	年度	16	17	18	19	20
妊婦	妊娠届出数	898	888	972	895	972
	実人数	908	819	964	997	1,019
	延人数	936	989	977	998	1,097
産婦	実人数	906	717	662	667	600
	延人数	1,013	744	689	733	687
乳児	実人数	949	973	1,523	1,274	943
	健診の事後指導(再掲)	261	259	254	226	250
	延人数	1,874	1,712	2,433	1,984	1,924

幼 児	実人数	418	400	673	556	451
	健診の事後指導 (再掲)	165	163	244	248	107
	延人数	606	534	1,039	691	721
その他	実人数				10	79
	延人数				10	133
電話相談	延人数	926	875	834	1,071	1,070

## (2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条・10条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所ほか	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行なえる環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション・沐浴実習などを行う。
- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成15年度から実施。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と母親が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・親と子のきずな講座「おっぱい教室」：妊婦、授乳中・乳幼児期の両親が対象。母乳育児の大切さや楽しい育児についての話を行う。
- ・ベビーマッサージ教室：生後5か月までの乳児と母親が対象。マッサージを通じて、免疫力の向上・触れ合いによる母子の心の安らぎを図る。平成17年度から実施。
- ・出前講座：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

### <実 績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
パパママ専科	回 数	3	3	3	3	3
	参加人数	118	70	77	94	101
ママのほっと スペース	回 数	12	12	12	12	12
	参加人数	276	320	294	252	293
赤ちゃん広場	回 数	12	12	12	12	12
	参加人数	810	735	764	662	703
親と子のきずな講座 「おっぱい教室」	回 数	6	6	6	6	6
	参加人数	101組	126	101	245	211
ベビーマッサージ 教室	回 数		4	4	4	3
	参加人数		146	209	218	132
出前講座	回 数				5	5
	参加人数				100	208

### (3) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11・17・19条	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

家庭訪問を行い、共に考え支援することにより、育児不安の解消や家族の子への関わり方の改善を目的とする。

妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児に対し、本人または家族・各種健診・相談事業・関連機関、団体などから要請があったものや、必要と思われる場合に家庭訪問を行う。

産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）の訪問は、平成15年4月より福岡県助産師会筑後地区に委託して実施している。妊婦の訪問は平成17年10月から実施している。

乳幼児健診の未受診者は嘱託職員が訪問している。

#### <実 績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
妊 婦	実人員	3	2	31	8	13
	延人員	3	3	36	9	18
産 婦	実人員	224	277	399	553	544
	延人員	252	325	469	609	631
新生児 (未熟児を除く)	実人員	212	221	334	542	532
	延人員	223	237	370	578	574
未熟児	実人員	15	11	15	7	15
	延人員	27	17	21	7	23
乳児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	158	92	73	81	43
	延人員	197	128	130	116	104
幼 児	実人員	201	291	285	295	350
	延人員	295	480	409	383	452
その他	実人員			21	23	62
	延人員			42	45	139

※ 上記のほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員により「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

## 8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

### (1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法第10・12・13条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10 H15 年度まで 国 1/3 市 2/3

#### <目的・事業内容>

胎児期からの歯の健康づくりとして、妊婦・1歳児・1歳6か月児・3歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施し、健全な乳歯の育成を図る。

<実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
妊 婦	対象人数	898	888	972		
	実人数	828	818	862		
1歳児	対象人数	1,026	913	862	967	
	実人数	725	715	654	504	
	延人数	740	726	682	504	
1歳6か月児	対象人数	974	981	890	880	983
	実人数	836	857	777	749	844
	延人数	954	993	878	842	929
3歳児	対象人数	985	968	1,041	936	862
	実人数	753	775	832	762	649
幼児よい歯教室	実人数					150

※ 「1歳6か月児歯科健康診査」と「3歳児歯科健康診査」は保健所にて身体健康診査（医療機関委託）とは別に単独で行っている。

※ 「1歳児歯科健康診査」は平成19年度まで実施。

※ 「妊婦歯科健康診査」は平成18年度まで実施。平成19年度から「妊婦歯科健康相談」として健康教育・個別相談のみ実施している。

(2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法第13条 健康増進法第4・7条 地域保健法第6条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

<事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育・相談や、歯質の改善のためにフッ化物塗布を実施している。

<実績>

区分	年度				
	16	17	18	19	20
妊婦歯科健康相談				811	841
個別相談	550	671	723	97	132
歯科健康教育			42	49	38
フッ化物塗布	3,195	1,822	1,809	1,676	1,261
その他	1,434	1,303	1,435	1,489	1,440

※ フッ化物塗布は1歳児（平成19年度まで）・1歳6か月児歯科健康診査、みんなの健康展、むし歯予防教室（H16年度で終了）にて行っている。

※ その他は「みんなの健康展」における歯磨き指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。

## 第5節 障害者（児）保健・福祉

### 1 障害者手帳

#### (1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

#### <目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

#### <対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

#### <実績>

##### ① 身体障害者手帳交付の状況

(平成21年3月31日現在)

区分		等級						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害		283	335	64	86	98	113	979
聴覚平衡機能障害		46	159	96	132	5	260	698
音声・言語・そしゃく機能障害		5	13	61	44	-	-	123
肢体不自由		1,810	703	661	389	390	155	4,108
内部障害	心臓	670	16	420	326	-	-	1,432
	じん臓	376	-	17	5	-	-	398
	呼吸器	45	6	69	41	-	-	161
	ぼうこう・直腸	1	1	9	216	-	-	227
	小腸	1	-	2	2	-	-	5
	免疫	2	2	-	-	-	-	4
	小計	1,095	25	517	590	-	-	2,227
合計		3,239	1,235	1,399	1,241	493	528	8,135

※ 等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

##### ② 身体障害者手帳登録者の推移

(各年度末現在)

区分		年度				
		16	17	18	19	20
視覚障害		1,061	1,058	1,029	1,014	979
聴覚平衡機能障害		622	640	657	672	698
音声・言語・そしゃく機能障害		111	116	120	121	123
肢体不自由		3,661	3,810	3,950	3,998	4,108
内部障害	心臓	1,096	1,169	1,256	1,364	1,432
	じん臓	324	346	360	379	398
	呼吸器	155	154	153	161	161
	ぼうこう・直腸	182	188	198	216	227
	小腸	4	4	5	5	5
	免疫	2	2	3	3	4
	小計	1,763	1,863	1,975	2,128	2,227
合計		7,218	7,487	7,731	7,933	8,135

## (2)療育手帳交付

根拠法令等	福岡県療育手帳交付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

### <目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、もって必要な援護を行うもの。

### <実績>

(各年度末現在)

年度	16	17	18	19	20
区分					
A（最重度・重度）	475	493	515	520	527
B（中度・軽度）	363	387	410	423	453
計	838	880	925	943	980

## (3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	—

### <目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

### <実績>

#### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
18	1級	47	43	90
	2級	215	190	405
	3級	72	54	126
	計	334	287	621
19	1級	39	45	84
	2級	211	183	394
	3級	69	64	133
	計	319	292	611
20	1級	47	46	93
	2級	233	204	437
	3級	85	55	140
	計	365	305	670

#### ② 精神障害者在院患者数

(各年度末現在)

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
16	1,180	14	307	859	1,866
17	1,186	14	340	832	1,792
18	1,183	8	366	808	1,834
19	1,136	5	358	773	2,142
20	1,141	5	382	754	2,131



(4)福祉制度一覧表(1)

制 度	公 共 料 金 等 の 割 引											日常生活の援助							
	タクシー 料 金		鉄道運賃 割 引		バ ス 運 賃	国 内 航 空	NHK 受信料		電 話 番 号 無 料 案 内	有 料 道 路	携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引	車 い す 貸 出 し	補 装 具	日 常 生 活 用 具	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	地 域 生 活 支 援 事 業	郵 便 不 在 者 投 票	住 宅 改 造 費 助 成	
	福 祉 タ ク シ ー 利 用 券	一 割 引	第 一 種	第 二 種			全 額 免 除	半 額 免 除											
障 害 の 種 別  等 級																			
視 覚	1	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
聴 覚 ・ 平 衡	2	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
音 声 言 語	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
内 部	1	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△	△	
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△	△	
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
知 的 障 害	A	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	△	△		
	B		○	○	○	○	△	△		○		○	○		△	△			
精 神	1		△					△	△	○		○	○			△	△		
	2		△					△		○		○	○			△	△		
	3		△					△		○		○	○			△	△		

福祉制度一覧表(2)

障害の種別	制 度	社会参加		税 金			手 当 等						医 療							
		自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除	自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療制度	
															更生医療	精神通院医療	育成医療			
視 覚	1			○		△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田社会保険事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	△		△		△	△	△		
	2			○		△		△	△	△		△	△			△		△	△	△
	3				○	△		△						△		△		△	△	△
	4				○	△								△		△		△		
	5				○									△		△		△		
	6				○									△		△		△		
聴覚・ 平衡	2		△	○		△		△	△	△		△	△	△		△		△	△	△
	3		△		○	△		△		△			△	△		△		△	△	△
	4		△		○								△	△		△		△		
	5				○								△	△		△		△		
	6				○								△	△		△		△		
音 言語	3		△		○	△		△		△			△	△		△		△	△	△
	4		△		○								△	△		△		△		△
肢 体 不 自 由	1	△	△	○		△		△	△	△		△	△	△		△		△	△	△
	2	△	△	○		△		△	△	△		△	△	△		△		△	△	△
	3	△	△		○	△				△			△	△		△		△	△	△
	4	△	△		○	△							△	△		△		△		△
	5	△			○	△							△	△		△		△		
	6	△			○	△					△	△		△		△				
内 部	1		△	○		△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△		
	3		△		○	△	△		△		△	△	△	△		△	△	△		
	4		△		○						△	△	△	△		△				
知 的 障 害	A		△	○		△	△	△	△	△	△	△					△	△		
	B		△		○	△	△		△		△	△					△			
精 神	1			○		△	△	△	△	△	△	△		△		△	△	△		
	2				○		△		△		△	△		△		△		△		
	3				○		△		△		△	△		△		△		△		

○…… 対象      △…… 状況により対象

## 2 障害者福祉施策

### (1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

#### <目的・事業内容>

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

#### <実績>

区分 \ 年度	18	19	20
認定件数	339	101	142
審査会開催回数	26/年	14/年	14/年

### (2) 障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

#### <目的・事業内容>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

#### <実績>

区分 \ 年度		16	17	18	19	20				
ホームヘルプ	身体	利用回数 (延)	25,082	31,144	/	/	/			
		事業費 (千円)	120,690	125,340						
	知的	利用回数 (延)	1,945	3,109						
		事業費 (千円)	7,372	11,193						
	児童	利用回数 (延)	1,924	2,973						
		事業費 (千円)	13,819	16,407						
	精神	利用回数 (延)	997	1,170						
		事業費 (千円)	3,965	3,229						
	計	利用回数 (延)	29,948	38,396				(延時間) 45,441	(延時間) 37,421	(延時間) 45,476
		事業費 (千円)	145,846	156,169				119,156	114,717	127,418
短期入所	身体	利用日数 (延)	24	41	/	/	/			
		事業費 (千円)	222	354						
	知的	利用日数 (延)	759	1,125						
		事業費 (千円)	4,877	7,774						
	児童	利用日数 (延)	256	221						
		事業費 (千円)	1,953	2,082						

計	利用日数 (延)	1,039	1,387	(延時間) 1,496	(延日数) 696	(延日数) 644
	事業費 (千円)	7,052	10,210	7,328	5,461	4,443
重度訪問介護	利用時間 (延)	—	—	325	1,969	2,323
	事業費 (千円)	—	—	531	3,016	4,152
児童デイサービス	利用回数 (延)	1,104	1,417	1,144	1,926	1,422
	事業費 (千円)	6,566	8,446	7,303	6,205	6,343
療養介護	利用人数 (延)	—	—	10	30	36
	事業費 (千円)	—	—	1,745	6,246	7,762
療養介護医療	利用人数 (延)	—	—	10	30	36
	事業費 (千円)	—	—	2,984	2,151	2,222
生活介護	利用回数 (延)	—	—	2,334	7,374	12,533
	事業費 (千円)	—	—	8,444	46,788	91,412
施設入所支援	利用人数 (延)	—	—	110	269	388
	事業費 (千円)	—	—	1,840	16,010	23,567
ケアホーム	利用人数 (延)	—	—	57	53	98
	事業費 (千円)	—	—	7,465	4,611	7,570
旧法施設支援	利用人数 (延)	—	—	3,580	3,637	3,851
	事業費 (千円)	—	—	327,673	782,895	765,535

※ 平成15年度から17年度までは支援費制度（相互利用分を含む）

※ 平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

※ ホームヘルプはガイドヘルプサービス分を含めた実績（平成18年9月まで）

### (3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

#### <目的・事業内容>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

#### <実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
自立訓練	利用回数 (延)	—	—	38	424	434
	事業費 (千円)	—	—	243	2,998	1,964
就労移行支援	利用回数 (延)	—	—	623	3,030	3,554
	事業費 (千円)	—	—	2,334	20,946	27,411
就労継続支援	利用回数 (延)	—	—	1,199	7,744	8,569
	事業費 (千円)	—	—	2,605	31,597	43,411
グループホーム	知的障害者	利用人数 (延)	144	164	—	—
		事業費 (千円)	10,803	12,545	—	—
	精神障害者	利用人数 (延)	167	171	—	—
		事業費 (千円)	15,750	11,952	—	—

計	利用人数 (延)	311	335	339	249	269
	事業費 (千円)	26,553	24,497	15,317	12,952	12,596

※ 平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

#### (4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

##### <目的・事業内容>

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

##### <施設概要>

(平成21年3月31日現在)

種別		決定数 (人)	利用施設数
新法	施設入所支援	34	9 施設
	ケアホーム	10	9 施設
	グループホーム	22	17 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	4	3 施設
	身体障害者入所授産施設	5	3 施設
	身体障害者入所療護施設	35	13 施設
	知的障害者入所更生施設	132	26 施設
	知的障害者入所授産施設	44	8 施設
	知的障害者通勤寮	9	2 施設
合計		295	90 施設

#### (5) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

##### <目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代償し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図る目的として、交付や修理を行う。

##### <実績>

年度		16	17	18	19	20
区分						
補聴器	交付件数	27	51	43	41	51
	修理件数	30	32	14	16	13
	金額(千円)	1,868	3,364	2,708	2,557	3,326
義肢	交付件数	4	6	11	11	5
	修理件数	14	14	16	15	14
	金額(千円)	1,914	3,341	4,845	5,064	2,852
車椅子	交付件数	32	29	28	26	21
	修理件数	39	35	45	72	58
	金額(千円)	5,958	5,502	5,939	6,203	5,419
装具	交付件数	40	61	29	52	43
	修理件数	18	10	19	15	16
	金額(千円)	3,213	4,719	2,186	3,175	3,383

安全杖	交付件数	20	26	17	21	16
	修理件数	0	0	0	1	0
	金額(千円)	76	93	61	83	63
その他	交付件数	1,143	1,197	621	20	164
	修理件数	28	22	29	6	13
	金額(千円)	27,037	29,200	15,014	2,081	2,588
計	交付件数	1,266	1,370	749	171	300
	修理件数	129	113	123	125	114
	金額(千円)	40,066	46,309	30,753	19,163	17,631

※ 平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・尿管器が補装具から日常生活用具へ移行

## (6) 更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

### <目的・事業内容>

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

### <実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
じん臓	件数	2,578	2,730	2,385	2,929	3,221
	金額(千円)	22,611	22,718	21,435	201,356	236,614
心臓	件数	208	309	427	220	119
	金額(千円)	28,200	32,471	37,563	44,704	19,575
その他	件数	53	54	62	27	27
	金額(千円)	6,014	7,572	4,236	4,389	3,083
計	件数	2,839	3,093	2,874	3,176	3,357
	金額(千円)	56,825	62,761	63,234	250,449	259,272

## (7) 相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20
利用件数 (延数)	4,967	17,492	17,361
事業費 (千円)	13,450	25,000	21,375
事業所数	4	4	4

※ 平成18年10月から実施。

(8) 移動支援事業

① 移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20
延利用時間	4,689	12,455	15,081
事業費 (千円)	9,352	28,106	31,356

※ 平成18年10月から実施

② 身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	17	18	19	20
延利用時間	574	410	393	368
事業費 (千円)	746	533	511	478

(9) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

### <実績>

#### 要約筆記奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	18	19	20
延派遣回数	5	8	11
事業費（千円）	491	120	129

#### 手話奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	18	19	20
延派遣回数	115	193	173
事業費（千円）	63	855	806

#### 手話通訳者配置事業

区分 \ 年度	18	19	20
延配置時間	148	311	298
事業費（千円）	267	559	536

※ 平成18年10月から実施 同年9月までは社会参加促進事業で実施

### (10) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分 (市10/10), 機能強化事業 分(国1/2, 県 1/2 市, 1/4)

### <目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

### <実績 I型>

区分 \ 年度	18	19	20
延利用回数（延登録者数）	2,798	5,871	13,841
事業費（千円）	10,400	20,800	20,800
事業所数	2	2	2

※ 平成18年10月から実施。

### <実績 III型>

区分 \ 年度	18	19	20
延利用回数（延登録者数）	510	4,101	4,532
事業費（千円）	2,950	23,600	23,600
事業所数	1	4	4

※ 平成18年10月から実施。



### (11)日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

#### <目的・事業内容>

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

#### <実績>

(単位:件)

区分	年度	16	17	18	19	20
特殊寝台		7	4	1	1	5
盲人用時計		6	5	6	9	7
視覚障害者用ポータブルレコーダー		12	7	7	5	3
入浴補助用具		8	9	8	7	5
聴覚障害者用屋内信号装置		1	2	3	2	2
聴覚障害者用通信装置		3	3	6	6	2
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器		—	—	1,146	2,365	2,480
その他		51	41	50	52	50
合計		88	71	1,227	2,447	2,554

※ 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、平成15年度までは盲人用テープレコーダーでの給付  
平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

### (12)日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

#### <目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

#### <実績>

区分	年度	18	19	20
延利用回数		513	4,738	6,099
事業費(千円)		1,447	11,581	14,769

※ 平成18年10月から実施

### (13)福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

#### <目的・事業内容>

低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20
延利用回数	9	43	46
事業費(千円)	268	1,280	1,369

※ 平成19年1月から実施

(14)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 2/3, 市 1/3

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実績>

事業名 \ 年度	16	17	18	19	20
点訳奉仕員養成事業	141	145	175	202	121
朗読奉仕員養成事業	91	92	126	130	99
要約筆記奉仕員養成事業	360	236	980	871	637
手話奉仕員養成事業	321	289	501	473	516
要約筆記奉仕員派遣事業	547	140	60	—	—
手話奉仕員派遣事業	1,487	1,132	515	—	—
手話通訳配置事業	538	536	280	—	—
点字・声の広報等発行事業	509	503	507	507	507
自動車運転免許取得・改造助成事業	658	545	575	404	200
生活訓練事業	831	790	780	567	567
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	384	348	417	400	400
福祉機器リサイクル事業	37	35	29	8	29
入院時生活支援事業	—	—	—	—	22
合計 (千円)	5,868	4,882	4,951	3,562	3,098

※ 平成18年10月から要約筆記奉仕員派遣事業、手話奉仕員派遣事業、手話通訳配置事業はコミュニケーション支援事業で実施

(15)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

**<実績>**

年度	16	17	18	19	20
区分					
利用件数(延数)	185	167	159	233	351
業費(千円)	1,850	1,587	1,454	2,054	3,088

**(16)更生訓練費支給事業**

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

**<目的・事業内容>**

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び指定旧施設支援を受けている身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

**<実績>**

年度	16	17	18	19	20
区分					
利用件数(延人数)	294	299	218	145	113
事業費(千円)	1,097	1,120	827	551	389

**(17)巡回相談の状況**

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

**<目的・事業内容>**

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

**<実績>**

年度	16	17	18	19	20
区分					
相談延べ件数	61	67	67	56	23

**(18)配食サービス事業**

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

**<実績>**

年度	16	17	18	19	20
区分					
1日平均利用件数(人)	8	7	4	5	5
実施日数(日)	243	245	245	218	242
延べ配食数	1,881	1,704	924	848	936

事業費（千円）	470	375	139	128	141
---------	-----	-----	-----	-----	-----

**(19)福祉タクシー料金助成事業**

平成3年10月より実施

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

**<実績>**

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
交付人員	415	414	442	373	363
交付延枚数	9,428	9,474	9,886	8,696	6,372
利用延枚数	7,474	7,691	7,974	7,059	5,205
事業費（千円）	4,181	4,300	4,459	4,023	3,277

**(20)身体障害者相談員・知的障害者相談員**

根拠法令等	① 福岡県身体障害者相談員業務委託要綱 ② 福岡県知的障害者相談員業務委託要綱 ③ 大牟田市身体障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	①②県 10/10 ③市 10/10

**<目的・事業概要>**

県知事又は市長より委託を受けた障害当事者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

**<身体障害者相談員名簿>**

(任期 平成18年6月～平成21年5月)

区分	氏名	電話	FAX	備考
県	阿具根 富雄	54-3724		
	猪飼 久司	54-3710		
	内倉 照義	55-9338		
	内田 勝巳	52-3429		
	大場 和正	58-7320		
	大山 暁美	53-2568		
	木上 秀夫	58-0801		
	幸田 義勝	57-8002		
	堺 盛芳	58-3082		
	高田 九州男	52-6249		～H20.10
	中川 末義	54-1690		
	西山 文雄	58-2447		～H20.4
	野母 晋平	52-4418		
	蓮尾 元紀		51-3931	
	平川 弘巳	58-5939		
松尾 サダ子	56-1642			
矢加部 逸雄	57-2348		H20.6～	
市	有松 由里子	54-7212		
	本田 昭子		43-3077	

	古庄 和秀	52-8164		
	塩塚 喜一	55-2927		

＜知的障害者相談員名簿＞ (任期 平成20年10月～平成23年9月)

区分	氏名	電話
県	鬼塚 賢慈	51-1158
	木村 香代子	56-4092
	増田 佳子	56-3308

(21)在日外国人障害者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

＜実績＞

区分 \ 年度	15	16	17	18	19	20
支給人員	1	1	1	1	1	1
支給額 (千円)	120	120	120	120	120	120

(22)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

＜目的・事業内容＞

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

＜施設の概要＞

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m <sup>2</sup>
建築面積	1,582.04 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月

※ 平成15年度より名称を「大牟田勤労身体障害者教養文化体育施設」から「大牟田市障害者等文化体育施設」へ変更

＜利用状況＞

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	
開館日数(日)	294	294	295	292	293	
利用者	障害者(人)	17,552	15,760	17,678	16,424	15,653
	その他(人)	36,397	36,828	39,619	36,307	40,252
	計(人)	53,949	52,588	57,297	52,731	55,905
障害者利用率(%)	32.5	30.0	30.9	31.1	27.9	

※ 利用者数は、サン・アビ祭、障害者体育大会等への参加者を含む

**(23)心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助**

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

**<目的・事業内容>**

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

**<実績>**

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
加入世帯数(延)	288	287	253	233	216
扶助世帯数(延)	48	71	62	62	60
扶助料(千円)	266	351	225	214	275

**(24)重度障害者医療**

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

**<目的・事業内容>**

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

**<支給対象者>**

- ・ 市内に住所を有するもの
- ・ 小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・ 生活保護法による医療扶助を受けていないこと

**<実績>**

区分 \ 年度		16	17	18	19	20
国保	対象者	2,907	3,076	3,122	3,061	871
	件数	70,269	71,494	75,536	75,848	20,425
	金額(千円)	508,293	524,351	512,021	441,404	163,155
後期	対象者					2,456
	件数					63,164
	金額(千円)					290,073
社保	対象者	719	725	757	744	370
	件数	15,286	15,720	16,372	19,488	8,418
	金額(千円)	129,776	120,586	125,022	144,548	67,795
計	対象者	3,626	3,801	3,879	3,805	3,697
	件数	85,555	87,214	91,908	95,336	92,007
	金額(千円)	638,069	644,937	637,043	585,952	521,023

## (25)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

### <目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

### <支給対象者>

- ・ 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満である者

### <実績>

区分		年度				
		16	17	18	19	20
支給 人員	特別障害者手当	1,652	1,543	1,492	1,449	1,451
	障害児福祉手当	697	715	727	653	620
	福祉手当（経過措置分）	621	527	477	393	349
	計	2,970	2,785	2,696	2,495	2,420
支給額（千円）		62,869	58,842	56,792	53,354	52,298

※ 人員は延人員

## (26)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 10/10

### <目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

### <支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を看護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

### <実績>

年度	16	17	18	19	20
支給人員	127	136	133	118	130

※ 特別児童扶養手当（旧法昭和46年4月1日以前認定分）は、国100%負担

### 3 精神保健福祉

#### (1) 精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

#### <実 績>

##### ① 精神保健相談の状況

(単位：件)

年 度		精 神 保 健 相 談								
		実人員	延 人 員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
16	男	114	313	6	195	15	6	4	41	46
	女	85	188	12	67	4	1	—	27	77
17	男	96	260	5	138	19	0	2	32	57
	女	62	140	12	47	3	0	4	28	46
18	男	69	126	0	56	11	3	0	12	44
	女	38	75	2	34	0	0	1	10	28
19	男	80	257	2	129	12	2	1	39	72
	女	68	152	13	28	1	0	1	37	72
20	男	56	192	0	113	8	0	0	18	53
	女	53	169	8	79	0	0	3	20	59

##### ② 精神保健訪問指導の状況

年 度		精 神 保 健 訪 問 指 導					
		実人員	延 人 員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
16	男	53	239	—	204	5	30
	女	35	122	3	94	—	25
17	男	37	165	—	128	5	32
	女	27	83	5	41	1	36
18	男	16	45	2	29	0	14
	女	23	43	3	14	1	25
19	男	40	117	11	51	7	48
	女	19	83	2	18	1	62
20	男	31	83	0	50	0	33
	女	16	41	1	17	0	23



## ③心の健康相談

(単位：件)

年度 区分	16	17	18	19	20
相談延人員	24 (3)	28 (5)	26 (2)	25 (2)	31 (2)

※ ( ) 内は、酒害相談を内数で示す。

## (2)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

## ①精神保健福祉講演会

・「自殺予防・うつ病予防」をテーマに講演会を実施。 参加者 133人

## ②精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を2回シリーズで実施。 参加者 計 39人

## 第6節 社会・勤労者福祉

### 1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

#### (1) 戦傷病者、戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者、戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

#### < 目的・事業内容 >

戦傷病者、戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

#### < 実績 >

平成20年度は、第22回の戦没者等の妻に対する特別給付金、第23回及び第13回の戦傷病者の妻に対する特別給付金の受付を行った。

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、JR乗車券交付等）	14	41	45	27	13
特別弔慰金	2	1,782	46	138	0
特別給付金	123	142	49	6	36
恩給及び援護関係相談	約 750	約 620	約 700	約 900	約 650

#### (2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等		所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

#### < 実績 >

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
戦没者数（柱）	2,131	2,056	1,972	1,889	1,793
戦災死没者数（柱）	252	249	237	226	211
遺族参加者数	1,076	641	619	496	430

#### (3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

未帰還者留守家族等援護法で、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

**2 災害弔慰金**

**(1)災害弔慰金支給等**

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害援護資金の貸付は国 2/3 県 1/3)

**<目的・事業内容>**

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

**<支給対象>**

災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

災害援護資金の貸付対象

- ・県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主
- ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項に掲げる所得要件に該当する者

**<実 績>**

区分		年度	16	17	18	19	20
災害弔慰金	対象者		0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		0	0	0	0	0
災害障害見舞金	対象者		0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		0	0	0	0	0
災害援護資金の貸付	対象者		0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		0	0	0	0	0

本市において、平成 16 年度から平成 20 年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

## (2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

### < 目的・事業内容 >

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

### < 支給対象 >

災害見舞金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・ 現に居住している建物が被害を受けた者

災害弔慰金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・ 災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者

条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けてないこと

### < 実績 >

区分		年度				
		16	17	18	19	20
災害見舞金	支給対象世帯	14	8	22	14	14
	金額(千円)	543	274	774	531	527
災害弔慰金	支給対象者	0	1	3	3	1
	金額(千円)	0	100	220	230	100

## 3 日本赤十字社事業

日本赤十字社福岡県支部と連絡を密にして、次の事業を推進している。

### (1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

### < 目的・事業内容 >

災害救護活動をはじめ医療事業・血液事業・社会福祉事業などの諸事業を実施するために必要な財政的支援基盤を強化するため、赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深め個人及び法人に支援をいただく。

毎年5月の「赤十字社増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

### < 実績 >

区分		年度				
		16	17	18	19	20
目標額(円)		12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000

達成額(円)	11,350,081	11,058,469	10,769,715	10,270,702	10,148,894
達成率(%)	91.9	89.5	87.2	83.1	82.2

町内会組織からの脱退による募集体制の変化により年々減少傾向にある。

## (2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

### < 目的・事業内容 >

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

### < 実績 >

平成20年度は、8月に水上安全法講習を実施した。

## (3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

### < 目的・事業内容 >

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資(布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット)を配布する。また、必要に応じて災害義援金の募集を行う。

### < 実績 >

平成20年度は被災見舞い 14件に救援物資を配布。  
災害義援金の募集及び、報道発表等9回。義援金送金21回。

## (4) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

### < 目的・事業内容 >

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

### < 実績 >

区分	献血申込者数			200ml 献血者数			400ml 献血者数			不適者数 (人)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
地域	1,334	1,343	2,677	0	3	3	1,202	945	2,147	527
職域	1,099	366	1,465	1	0	1	1,001	219	1,220	244
学域	220	56	276	0	0	0	204	31	235	41
計	2,653	1,765	4,418	1	3	4	2,407	1,195	3,602	812

平成20年度の献血者数は前年度と比較して206人増加している。これは、地域献血の増加によるところが大きく、職域での献血者数は減少傾向にある。

## 4 勤労者福祉

### (1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

#### 派遣労働者等緊急雇用相談窓口

急速な景気後退の状況下雇用情勢の悪化に伴う派遣労働者等の解雇、雇止め等による雇用、生活等の相談に緊急相談窓口を設置し、助言や関係機関の案内を行い相談の解決に向け対応した。

#### < 対象者 >

派遣労働者等

#### < 実績 >

相談内容・件数	年度
	20
雇用に関する事	12
労働に関する事	1
生活・融資に関する事	8
住宅に関する事	8
その他	4
計	33

#### 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐ等問題の解決に向け対応した。

#### < 対象者 >

中小企業の勤労者等

#### < 実績 >

相談内容・件数	16	17	18	19	20
退職に関する事	2	1		1	1
解雇に関する事	2	1	1	4	4
求職に関する事	2	2	4	2	7
生活・融資に関する事	2				1
労働条件に関する事	2	1	1	4	3
休業補償に関する事	1				
雇用保険に関する事	1				
職場環境に関する事	1	1			1
その他	2	1		2	1
計	15	7	6	13	18

### 労働事情調査と情報提供

常用労働者5人以上の民間事業所を対象に労働統計調査を実施し、その結果を「賃金と労働福祉」として作成し、市のホームページ上で公開した。調査事業所482事業所のうち回答事業所132事業所。

### 育児等退職者就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

### 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

## (2) 雇用対策

根拠法令等		所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

### 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・福岡県筑後労働者支援事務所
- ・大牟田高等技術専門校
- ・大牟田商工会議所
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・大牟田市

### < 事業内容・実績 >

- ・大牟田市ホームページでの企業情報「09ポマト」の情報提供
- ・障害者・高齢者雇用促進のための優良事業所の表彰
- ・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
- ・労働問題相談会の開催
- ・セクシュアルハラスメント防止セミナーの開催
- ・労働に関する諸情報の広報
- ・久留米地域交流型合同会社説明会の共催
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の共催
- ・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の共催
- ・若者向けハンドブックの作成

### 広域的雇用対策

#### < 事業内容・実績 >

雇用の安定・雇用の創出・開発等について次の会議に出席し、検討・協議を行った。

- ・筑後ブロック雇用促進会議
- ・筑後地域雇用労働福祉会議

### 雇用促進等のための助成

#### < 事業内容・実績 >

次の団体へ補助金を支出し、標記目的達成を図った。

- ・大牟田市シルバー人材センター

## 勤労者福祉施設の管理及び連絡調整

### < 事業内容・実績 >

雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）による勤労者住宅の設置目的達成のための連絡調整を行っている。なお、国の行財政改革等により、平成14年度末に産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）を、平成15年10月に大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）を譲り受け、以降本市所有施設として管理を行った。平成18年度からは民間に本施設を貸与し、運営を続けている。雇用・能力開発機構建設施設の譲渡協議については、雇用促進住宅（3 宿舍）のみ継続となっている。

- ・産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）（昭和49年建設）
- ・大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）（昭和54年建設）
- ・雇用促進住宅宿舍駐車場
  - 白川宿舍駐車場（平成6年10月設置）
  - 小浜宿舍駐車場（平成11年7月設置）
  - 大牟田宿舍駐車場（平成12年3月取得）

### (3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

### < 目的・事業内容 >

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学が困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

支給対象者は次の全てに該当する人

- ・本人若しくは保護者が市内に居住し、20年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは20年度に高等学校を中退した人
- ・要綱に掲げる専修学校等に21年4月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
- ・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
- ・次のいずれかに該当する世帯
  - 生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
- ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人

市内の主な対象校

- ・大牟田医師会看護専門学校 看護高等課程・准看護科
- ・専修学校紫苑学院 家政一般課程・洋裁科
- ・専修学校麗学園 家政一般課程・洋裁本科

貸付金額及び期間

- ・入校支度金... 100,000円
- ・修学資金（月額）... 専門課程53,000円、その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）30,000円
- ・貸付の期間は、修学年限

返還について

- ・無利息
- ・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
- ・期間は、貸し付け年限の3倍以内の期間（最長12年）



<実績>

年度	17	18	19	20
貸付件数・金額				
新規(件)	2	0	0	0
継続(件)	1	2	0	0
貸付金額(千円)	1,280	720	0	0

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

<施設概要>

開設年月日	昭和53年6月2日
敷地面積	2,313.85 m <sup>2</sup>
建築面積	1,212.77 m <sup>2</sup>
建築延面積	3,298.80 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート3階建 (一部4階)
主な施設	中ホール(200人) 研修室(50人) 講習室(30人×2室) 会議室(30人、10人) 和室(10人×2室)
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

<実績>

年度	16	17	18	19	20
区分					
利用延人数(千人)	91	48	57	47	38
使用料(千円)	12,864	9,446	13,119	13,129	10,504
利用件数	1,861	1,140	1,551	1,430	1,150

## 第7節 生活保護

### 1 生活保護

#### (1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

#### <目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### ①生活保護の概要

##### 保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

##### 保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、保護課相談支援担当で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等に当たる。

##### 生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等において厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は2級地-2で標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準は145,270円となる。(平成21年4月1日改正：対前年度比100.0%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

#### ②生活保護の動向

##### これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、以後51年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和52年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和57年度から60年度にかけて急増した。その後、昭和61年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成9年3月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成9年度中期から平成15年度までは増加傾向となり、平成16年度から現在まで微増傾向へと転じてきている。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

## 平成 20 年度の世帯の状況

保護率は、人口千人に対し約 31.1 人で、県平均の 21.9 人、全国平均 12.5 人と比較すれば高い率を示している。

世帯類型は、高齢者世帯 49.5%、傷病障害者世帯 25.9%、その他の世帯 20.3%、母子世帯 4.3%の順で構成されている。高齢者世帯 49.5%は、全国平均 45.7% (H20.11 生活保護速報) より高く、保護受給期間の長期化傾向を示している。保護開始理由のうち傷病によるものが 47.0%と高い率を占めており、これが傷病障害者世帯 25.9%の比率となっている。母子世帯 4.3%は全国平均の 8.2% (H20.11 生活保護速報) より低く、その他の世帯 20.3%は全国平均の 10.6% (H20.11 生活保護速報) と比べ高い率を示している。

働きながら保護を受けている稼働世帯は 10.4%となっている。有効求人倍率は若干上昇しているものの、就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

## <実 績>

### 生活保護の年度推移

#### ○保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区 分		年 度				
		1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
相 談		1,259	1,361	1,204	940	991
再 掲	助言指導等	598	757	614	365	361
	申請書交付	349	321	329	330	370
	申請書受理	312	283	261	245	260
申 請		312	283	261	245	260
却 下		8	6	8	7	6
開 始	世帯数	277	266	244	227	249
	人員	443	444	374	354	381
廃 止	世帯数	261	211	253	217	232
	人員	382	279	362	307	326

#### ○保護の世帯数人員の推移

※世帯数・人員は年度の月平均

区 分		年 度				
		1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
生活扶助	世帯数	2,307	2,319	2,363	2,369	2,390
	人員	3,471	3,337	3,527	3,491	3,478
住宅扶助	世帯数	2,062	2,090	2,121	2,123	2,146
	人員	3,006	2,951	3,071	3,029	3,021
教育扶助	世帯数	167	165	172	162	154
	人員	258	250	271	251	229
介護扶助	世帯数	386	377	391	402	418
	人員	401	388	404	411	421
医療扶助	世帯数	2,670	2,686	2,707	2,704	2,729
	人員	3,683	3,615	3,732	3,699	3,712
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	2	60	71	83	72
	人員	2	65	77	91	84
葬祭扶助	世帯数	8	8	9	7	7
	人員	8	8	9	7	7

計	世帯数	2,756	2,775	2,813	2,808	2,834
	人員	3,999	4,007	4,039	3,988	3,976
保護率	(%)	29.7	30.1	30.8	30.8	31.1

### ○保護費の推移

(単位 千円)

区分	年度	16	17	18	19	20
生活扶助		2,022,743	1,967,870	1,957,829	1,930,176	1,924,921
住宅扶助		541,968	556,552	573,744	575,727	587,756
教育扶助		19,271	19,330	20,233	18,691	17,334
介護扶助		84,812	91,245	79,517	87,762	85,461
医療扶助		4,354,166	43,78,030	4,419,945	4,197,089	4,278,242
出産扶助		3,112	1,226	3,052	2,897	1,625
生業扶助		1,219	13,016	12,424	16,014	14,388
葬祭扶助		18,346	17,096	20,522	16,176	19,866
保護施設事務費		6,414	5,725	3,679	3,724	3,808
計		7,052,051	7,050,090	7,090,945	6,848,256	6,933,401

## (2) 自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

### <目的・事業内容>

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援する。所内では専門的就労支援相談員を配置し、これまでの就労指導では就労に結びつけることができなかつた被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

平成20年度からは、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に新たに4事業を開始した。

#### ①生活保護受給者等就労支援事業

平成17年9月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

#### ②大牟田市被保護者就労支援事業

平成18年8月から、専門の支援相談員（嘱託員）を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

#### ③教育環境整備事業（H20年度開始）

地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し、進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。

高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。

**④就労体験人材バンク活用事業（H20年度開始）**

被保護者の中には、大工、左官、塗装工など種々の技術や資格を持った人材や、自己資源を還元できる人材もあり、そのような人材を集約し、動物園、障害者施設での作業等による就労体験を行う。就労体験をすることで、就労意欲を喚起したり、社会生活・日常生活の自立を支援していく。

**⑤認知症高齢者等サポート事業（H20年度開始）**

専門職の指導を受けながら、認知症高齢者等の見守りや話し相手等による就労体験を行うことで、就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを作り、自立への支援を行なう。

**⑥精神障害等地域移行支援事業（H20年度開始）**

専門の支援相談員（嘱託員）を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院している者のうち、症状が安定している者に対し、受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

**<実績>**

**○ 就労開始者の推移**

**①生活保護受給者等就労支援事業**

区分 \ 年度	17	18	19	20
就労支援対象者（人）	8	9	5	22
就労開始者（人）	4	5	2	3

**②大牟田市被保護者就労支援事業**

区分 \ 年度	17	18	19	20
就労支援対象者（人）	—	37	57	28
就労開始者（人）	—	13	22	14

**○ 支援者数（H20年度から開始）**

事業名	プログラム名	年度	
		区分	20
③教育環境整備事業	i フレンドシップ学び場	支援者数（人）	7 (内：高校進学者6)
④就労体験 人材バンク活用事業	i 動物園就労体験	支援者数（人）	19
	ii 障がい者施設就労体験	支援者数（人）	5
⑤認知症高齢者等 サポート事業	i 認知症高齢者等 サポート就労体験	支援者数（人）	3
⑥精神障害等 地域移行支援事業	i 精神障害等 地域移行支援	支援者数（人）	5 (内：地域移行者数2)

## 第8節 健康増進と疾病対策

### 1 健康づくり啓発事業

#### (1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康日本21に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質（QOL）の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

- ① ウェルネスおおむた推進会議の運営
- ② 健康づくり応援情報誌「ウェルネス通信」の発行
- ③ 広報誌及びインターネット等を通じた普及啓発
- ④ その他健康づくりの推進につながる事業等

#### <実績>

##### ①20年度ウェルネスおおむた推進会議

委員区分	構成委員の組織など
庁内委員 〔12人〕	市民部：保険年金課 保健福祉部：保健福祉総務課・福祉課・児童家庭課・ 長寿社会推進課・健康対策課 教育委員会：生涯学習課・文化スポーツ課・学務課 市立総合病院：医事課 消防本部：警防課
市民委員 〔10人〕	主任児童委員・食生活改善推進員・保育所経営者 スポーツ娯楽施設代表・幼稚園経営者・特定非営利活動法人役員・市職員

##### ②健康づくり応援情報誌「ウェルネス通信」発行実績

年度	18	19	20
発行回数	3回	3回	3回
発行内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診は健康づくりの第一歩</li> <li>・ウォーキングからはじめよう健康づくり</li> <li>・早寝早起き朝ごはん国民運動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ウェルネスおおむた21推進計画」ご存知ですか</li> <li>・「おおむたウエストサイズストーリー市民と協働90日間メタボリックシンドロームチャレンジ」の結果</li> <li>・子供のメタボリックシンドローム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査・特定保健指導がスタート</li> <li>・「ウェルネスおおむた健康カルタ」の照会</li> <li>・お花見ウォーキングのご案内</li> </ul>

## (2)大牟田地域健康推進協議会委託事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質（QOL）の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

### <実績>

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年度	16	17	18	19	20
開催期間	9月11日・12日	9月10日・11日	9月9日・10日	9月8日・9日	9月6日・7日
特別講演 市民大会	講師名	青山 英康	鈴木 隆雄	西岡 和男	[シンポジスト] 中山顯兒・古賀龍夫・東原徹・最所純平・中嶋晃 清原 裕 [シンポジスト] 黒田英作・松田宏一 外
	テーマ	健やかに 老いる	高齢期の健康 づくりと介護 予防	「生活習慣病からメタボリック症候群へ」	「医療崩壊の危機」～大丈夫？有明地域の救急医療～

## (3)ウエルネスおおむた21最終とりまとめ

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

本市の健康増進計画である「ウエルネスおおむた21」について、平成20年度が「最終とりまとめ（最終評価）」の年であったため、住民アンケート等を行いながら「最終とりまとめ（最終評価）」を行った。

### <実績>

ウエルネスおおむた21最終とりまとめにおける結果評価（健康指標の結果）

	指標	策定時	中間 とりまとめ時	目標	最終 とりまとめ時
子ども世代	3歳児の1人平均むし歯数	1.9本	1.26本	1.2本	1.03本
	・フッ化物塗布を受けたことのある3歳児	31.3%	89.9%	85.0%	93.5%
	・1歳6か月で哺乳瓶を使用している	34.0%	19.2%	20.0%	15.2%
	・甘いものをよく食べる1歳6か月児	42.0%	56.7%	25.0%	58.1%
	子どもの状態は元気だと思う	100.0%	100.0%	現状維持	99.3%
高齢者世代	・子どもと一緒に屋外で元気いっぱい遊ぶ	77.3%	73.3%	100.0%	74.2%
	現在健康だと思う	74.4%	88.0%	90.0%	78.3%
	・日常的に運動をしている	57.9%	68.3%	74.0%	59.9%
	日常の食事を楽しめている人	90.9%	93.0%	95.0%	93.5%
	・みんなで食べる機会をつくる			増やす	

## 2 生活習慣病対策（栄養改善対策事業）

### (1) 栄養教育・栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてQOLの向上のためのライフステージに応じた栄養指導及び食生活の支援を行うとともに、食育の推進を図った。その主な取組みの一環として、17年度に作成した「おおむた健康づくり応援レシピ集～元気になるごはん～」を活用した「健幸（けんこう）料理教室」を実施した。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

#### <実績>

項目等		年度		16	17	18	18	20
		回数	延人員					
栄養教育	栄養・健康増進（健幸料理教室等）	回数		47	32	48	41	31
		延人員		1,150	967	1,010	944	755
栄養改善指導	個別指導			1,373	1,024	1,058	977	823
	集団指導			4,686	4,479	4,330	2,553	2,572
	給食施設指導			393	359	264	207	214

※ 各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

## 3 生活習慣病対策（成人保健事業）

### (1) 健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3

#### <目的・事業内容>

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

#### <実績>

区分		年度		16	17	18	19	20
		実施回数	被指導延人員					
総合	実施回数			73	62	32	33	13
	被指導延人員			2,425	1,764	598	1,082	660
重点	実施回数			280	252	135	58	35
	被指導延人員			2,619	2,879	784	602	143
計	実施回数			388	337	167	91	48
	被指導延人員			5,159	4,708	1,382	1,684	803



- ※ 健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。
- ※ 平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。
- ※ 平成18年4月より健康相談の事業区分は、総合健康相談及び重点健康相談となった。
- ※ 平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

## (2)健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

### <目的・事業内容>

健康相談事業に同じ。

### <実績>

区分		年度		16	17	18	19	20
		実施回数	被指導延人員					
集 団		実施回数		138	163	59	44	48
		被指導延人員		2,726	3,206	1,060	1,127	962
個 別	高 血 圧	実施回数		10	0	0	0	0
		被指導実人員		33	0	0	0	0
	高 脂 血 症	実施回数		7	7	0	0	0
		被指導実人員		30	30	0	0	0
	糖 尿 病	実施回数		16	16	18	18	0
		被指導実人員		27	29	29	30	0
	禁 煙	実施回数		5	0	0	0	0
		被指導実人員		8	0	0	0	0

- ※ 平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。
- ※ 平成18年4月より健康教育の事業区分は、集団及び個別健康教育となった。
- ※ 平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。
- ※ 平成20年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞り行っている。

## (3)訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

### <目的・事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に2次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

### <実績>

区分		年度		16	17	18	19	20
		指導実人員	指導延人員					
	指導実人員			2,643	3,034	1,749	2,186	319
	指導延人員			4,093	4,182	2,231	2,563	334

- ※ 平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者を64歳までとした。
- ※ 平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。
- ※ 平成20年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。

#### (4) 各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3 (一部は市10/10)

##### <目的・事業内容>

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として40歳以上（若者健康診査は18歳から39歳まで、子宮がん検診は20歳以上の女性、乳がん検診は40歳以上の女性）の市民を対象に実施している。

##### <実績>

区分	受診者数					要指導・医療・精検者数				
	16	17	18	19	20	16	17	18	19	20
生保等健康診査	—	—	—	—	36	—	—	—	—	31
基本健康診査	5,073	4,318	5,017	5,296	—	4,090	3,543	4,106	4,411	—
若者健康診査	—	—	56	52	55	—	—	29	27	20
肝炎ウイルス検診	426	283	502	—	—	12	13	20	—	—
子宮がん検診	3,204	2,729	1,630	2,063	2,037	51(12)	39(4)	22(2)	26(2)	28(5)
胃がん検診	1,253	1,370	998	608	505	156(1)	144(1)	88(0)	54(0)	41(1)
乳がん検診	3,064	1,139	469	1,000	721	128(9)	104(2)	53(7)	101(3)	79(2)
大腸がん検診	1,909	2,432	2,425	2,507	2,068	182(4)	259(1)	220(2)	215(7)	188(5)
肺がん検診	1,870	1,783	1,748	1,472	903	167(2)	185(0)	177(3)	140(3)	71(0)
前立腺がん検診	44	34	41	32	39	3(0)	2(0)	3(0)	5(0)	1(0)

※ ( )内はがん患者発見数。

※ 14年度から18年度まで、C型肝炎緊急対策として、基本健康診査に肝炎ウイルス検診を導入した。

※ 16年度より、乳がん集団検診にマンモグラフィ(乳房エックス線撮影)を導入し、精度向上を図った。

※ 18年度より「若者健康診査」を開始した。

※ 20年度より「基本健康診査」を廃止し、「生活保護受給者等を対象とした健康診査(生保等健康診査)」を開始した。

#### 4 歯科保健推進事業(母性及び乳幼児に係るものを除く)

##### (1) 成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

<実績>

年度	16	17	18	19	20
区分					
みんなの健康展(歯と歯ぐきの健康教室)延人数	877	1,089	831	882	875

※ 「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯磨き指導、フッ化物塗布を実施。

(2) 歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

<実績>

年度	16	17	18	19	20
区分					
歯の衛生週間行事による健診者	557	550	604	607	565

5 難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

<受給対象者>

- ① 市内に住所を有するもの
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

<実績>

番号	疾患名	受給者数	番号	疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	26	23	ハンチントン病	2
2	多発性硬化症	12	24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	13
3	重症筋無力症	22	25	ウェゲナー肉芽腫症	—
4	全身性エリテマトーデス	55	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	14
5	スモン	6	27	シャイ・ドレーガー症候群	19

6	再生不良性貧血	12	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	—
7	サルコイドーシス	5	29	膿疱性乾癬	—
8	筋萎縮性側索硬化症	3	30	広範脊柱管狭窄症	4
9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	48	31	原発性胆汁性肝硬変	18
10	特発性血小板減少性紫斑病	29	32	重症急性膵炎	1
11	結節性動脈周囲炎	5	33	特発性大腿骨頭壊死症	19
12	潰瘍性大腸炎	113	34	混合性結合組織病	10
13	大動脈炎症候群	10	35	原発性免疫不全症候群	2
14	ビュルガー病	10	36	特発性間質性肺炎	6
15	天疱瘡	5	37	網膜色素変性症	33
16	脊髄小脳変性症	33	38	プリオン病	2
17	クローン病	38	39	原発性肺高血圧症	—
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	—	40	神経線維腫症	3
19	悪性関節リウマチ	8	41	亜急性硬化性全脳炎	—
20	パーキンソン病	125	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	—
21	アミロイドーシス	7	43	特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	2
22	後縦靭帯骨化症	62	44	ライソゾーム病(ファブリー病[Fabry]病含む)	2
			45	副腎白質ジストロフィー	—

## 6 肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	肝炎治療特別促進事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

### <目的・事業内容>

国内最大の感染症であるB型及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏効すれば、ウイルスを除去し、その後の肝硬変・肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療に係る医療費が高額であるため、早期治療の促進の観点から、このインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

### <対象疾患>

B型及びC型ウイルス性肝炎とする。

### <対象患者>

- ① 市内に住所を有するもの
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

### <申請・交付>

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めるときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

### <実績> (単位：件)

年度	20
申請者数	102
承認	99
不承認	1
取り下げ	2

※ 平成20年4月より実施

## 7 結核対策事業

### (1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			定期外健康診断	国 1/2 市 1/2

### <目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び定期外の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

### <実績>

(単位：人)

区分	年度	定期健康診断	定期外健康診断	計
	BCG接種	16	1,033	0
	17	855	0	855
	18	918	0	918
	19	—	—	—
	20	—	—	—
レントゲン 間接撮影	16	6,788	22	6,810
	17	4,853	0	4,853
	18	5,515	0	5,515
	19	5,361	0	5,361
	20	5,572	0	5,572
レントゲン 直接撮影	16	6,470	552	7,022
	17	6,112	233	6,345
	18	5,917	193	6,110
	19	6,099	137	6,236
	20	6,503	129	6,632

- ※ 平成15年度をもって一般健康診断を廃止したため、レントゲン撮影数が減少。
- ※ 平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。
- ※ 平成19年4月1日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのBCG接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

## (2)健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	—

### <目的・事業内容>

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年12月より、大牟田市結核患者服薬確認(DOTS)事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

### <実績>

年度	16	17	18	19	20
健康相談	475	429	324	161	165
家庭訪問指導	124	298	278	439	143

## (3)医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	37条の2(結核患者)	国1/2 市1/2
			37条(入院患者)	国3/4 市1/4

### <目的・事業内容>

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請(法第37条及び法第37条の2)を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

### <実績>

区分	年度	入院患者 (37条)	結核患者 (37条の2)	計
延医療給付件数 (件)	16	107	1,168	1,275
	17	47	961	1,008
	18	26	742	768
	19	39	571	610
	20	31	255	286
医療費負担金 (千円)	16	9,557	1,690	11,247
	17	3,658	1,325	4,983
	18	2,101	1,194	3,295
	19	4,927	1,353	6,281
	20	3,292	793	4,085

#### (4)新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	—

##### <目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

##### <実績>

年度	新登録結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
16	31	22.8	0	0	1	2	4	0	5	19
17	25	18.7	1	0	1	0	2	3	5	13
18	26	19.7	0	0	1	2	4	1	4	14
19	35	26.8	0	0	2	1	0	2	8	22
20	19	14.7	0	0	0	1	2	3	1	12

※ 罹患率は人口10万人対。

## 8 感染症対策事業

### (1)感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

##### <目的・事業内容>

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

##### <実績>

(単位：件)

区分	年度	16	17	18	19	20
	一類感染症	ペスト	—	—	—	—
	エボラ出血熱	—	—	—	—	—
	クリミア・コンゴ出血熱	—	—	—	—	—
	マールブルグ病	—	—	—	—	—
	ラッサ熱	—	—	—	—	—
二類感染症	細菌性赤痢	—	—	—	—	1
	ポリオ	—	—	—	—	—
	コレラ	—	—	—	—	—
	パラチフス	—	—	—	—	—
	腸チフス	—	—	—	—	—
	ジフテリア	—	—	—	—	—

三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	1	6	—	—	—
	合計	1	6	0	0	1

## (2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	・厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知	所管課	健康対策課
	・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	負担割合	国1/2 市1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		

### <目的・事業内容>

HIV抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、HIVや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりHIV感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、HIV即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時までの時間に実施している。

### <実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
抗体検査	81	58	144	179	171
相談	61	48	121	110	69

※ 平成20年度は、市民部保険年金課との連携により、12月1日の“World AIDS Day”（世界エイズデー）に賛同し、その趣旨を踏まえ、エイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を市内の高校7校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等7か所へ配布し、各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。また、12月5日にゆめタウン大牟田店においてエイズ啓発セットを配布し、市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。

6月の第1週に定められたHIV検査普及週間には、市内の娯楽施設7か所へポスターの掲示及びエイズ啓発セットの設置を行い、保健所で実施しているHIV検査の周知を行った。また、第15回大牟田地区「6.26 ヤング街頭キャンペーン」に協賛しJR・西鉄駅周辺で啓発セットを配布した。

## (3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
		負担割合	国1/2 市1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		

### <目的・事業内容>

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。

HIV抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

### <実績>

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
被検査者	9	8	22	23	15
内訳	男	5	14	17	11
	女	3	8	6	8



## 9 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

### <実績>

(単位：人)

年度		16	17	18	19	20
区分						
	急性灰白髄炎 (ポリオ)	2,112	2,059	1,723	1,766	1,853
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	4,022	3,530	3,454	3,873	3,571
二種混合	ジフテリア 破傷風	491	444	527	491	575
	麻しん風しん	—	—	1,531	1,576	3,250
	風しん	1,040	1,487	—	—	—
	麻しん (はしか)	1,074	928	—	—	—
	日本脳炎	3,291	18	140	847	1,799
	BCG	—	—	—	926	844
	インフルエンザ	16,714	18,493	18,213	19,325	21,068
	合計	28,744	26,959	25,588	28,804	32,960

- ※ 平成17年7月29日の予防接種法改正に伴い、日本脳炎の第3期予防接種の廃止。
- ※ 平成17年8月1日から、「福岡県定期予防接種広域化」が実施され、予防接種対象者の身体状況等を日頃から把握する、かかりつけ医による予防接種を推進し、被接種者が安心して接種が受けられる体制の整備が行われた。
- ※ 平成17・18・19・20年度の日本脳炎の定期予防接種は、厚生労働省の勧告に基づき、接種の積極的勧奨を差し控える。
- ※ 平成18年4月1日の予防接種法改正を前に、平成17年11月に麻しんと風しん予防接種未接種者に対し、個別通知による接種勧奨を実施した。
- ※ 平成18年4月1日の予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種は、麻しん風しん混合による2回接種制度が導入され、対象者は第1期 生後12月～24月未満、第2期 小学校入学前の1年間(5歳～7歳未満)に見直された。
- ※ 平成19年4月1日の予防接種法改正に伴い、BCGの予防接種を個別接種で実施した。
- ※ 平成20年4月1日の予防接種法改正に伴い、平成20年度から5年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第3期対象者(中学1年生に相当する年齢の者)、第4期対象者(高校3年生に相当する年齢の者)が新たに追加された。

## 10 公害補償

### (1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	—

#### <目的・事業内容>

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病がなおっていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

#### <実績>

##### ①被認定者数

##### (ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分 実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
16	1,192	18	1,952	1,458	476	18
17	1,149	18	1,995	1,497	480	18
18	1,108	18	2,036	1,529	488	19
19	1,063	18	2,081	1,572	490	19
20	1,012	19	2,133	1,615	499	19

※ 法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

##### (イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分 実認定者数	失効数 (累計)			
		計	死亡	治癒等	転出
16	47	231	139	44	48
17	43	235	143	44	48
18	40	238	145	44	49
19	37	241	147	44	50
20	35	243	149	44	50

※ 条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

##### ② 認定疾病別の人数 (死亡・治癒・転出等を除く)

##### (ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分 計	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ				
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
16	1,192	458	734	549	173	376	635	279	356	0	0	0	8	6	2
17	1,149	438	711	528	167	361	613	265	348	0	0	0	8	6	2
18	1,108	416	692	502	153	349	598	257	341	0	0	0	8	6	2
19	1,063	403	660	473	146	327	584	253	331	0	0	0	6	4	2
20	1,012	383	629	441	136	305	569	246	323	0	0	0	2	1	1

## (イ) 条例関係分

(単位 人)

区 分 年 度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
16	47	16	31	19	5	14	28	11	17	0	0	0	0	0	0
17	43	14	29	17	4	13	26	10	16	0	0	0	0	0	0
18	40	13	27	15	4	11	25	9	16	0	0	0	0	0	0
19	37	12	25	15	4	11	22	8	14	0	0	0	0	0	0
20	35	11	24	13	3	10	22	8	14	0	0	0	0	0	0

## (2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

## &lt;目的・事業内容&gt;

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

## &lt;実 績&gt;

## ①法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
16	698,419	293,044	49,453	11,574	308,764	—
17	668,421	279,413	77,377	12,590	293,292	—
18	645,207	271,813	36,350	6,204	284,318	—
19	624,215	251,246	42,887	12,572	271,287	—
20	586,030	225,551	43,661	7,823	257,976	—

## ②条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
16	42,710	26,541	0	1,663	13,136
17	40,754	22,853	11,020	869	12,259
18	34,954	21,994	7,244	1,270	10,499
19	32,345	21,419	3,622	756	10,064
20	30,499	19,790	2,627	936	9,357

## (3) 療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10

## &lt;目的・事業内容&gt;

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

<実績>

①法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
16	761,747	105,192	8,026	0
17	661,007	113,788	4,366	0
18	625,222	123,624	2,594	0
19	590,125	119,563	1,335	45
20	530,248	117,836	1,918	218

②条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
16	38,757	3,765	0	0
17	34,174	4,083	0	0
18	26,830	4,518	0	0
19	27,396	4,514	0	0
20	21,777	4,726	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実績>

①法関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)	家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数
16	39	132 (実数) 1,632 (延数)	454	2	1	-
17	16	197 (実数) 2,015 (延数)	450	2	0	-
18	32	177 (実数) 1,978 (延数)	453	1	0	-
19	24	199 (実数) 1,872 (延数)	455	1	0	-
20	23	299 (実数) 2,684 (延数)	452	1	0	247

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)。

②条例関係分

区分 年度	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数
16	2	5 (実数) 96 (延数)	23	0	-	-
17	0	9 (実数) 101 (延数)	25	1	0	-
18	0	9 (実数) 111 (延数)	9	1	0	-
19	0	6 (実数) 93 (延数)	28	1	0	-
20	1	10 (実数) 98 (延数)	7	1	0	11

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

法改正（昭和63年3月1日施行）により新たな被害者の認定は行われなかったこととなったが、大気汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

<実績>

①健康相談事業

年度	名称	実施回数	延参加者数 (うち個別相談者数)	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問 実施件数
16	ぜん息予防教室	7	210 (41)	0	0
17	ぜん息予防教室	8	205 (12)	0	0
18	ぜん息予防教室	7	118 (6)	0	0
19	ぜん息予防教室	7	140 (7)	0	0
20	ぜん息予防教室	7	135 (7)	0	0

②健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後 の数（アレルギー素 因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への 参加につなげた数 (延)
16	12	4,019	729	526	33
17	12	3,565	601	259	72
18	12	3,699	714	339	48
19	12	3,624	671	304	52
20	12	3,505	675	347	47

※ 16年度から4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

③機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
16	31	69	5日間
17	16	59	5日間
18	18	76	5日間
19	23	99	5日間
20	28	108	5日間

## 第9節 生活衛生

### 1 食品・生活衛生

#### (1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

##### <実績>

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
16	4,433	2,484
17	3,339	1,962
18	3,711	1,841
19	3,280	2,008
20	3,318	1,766

#### (2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

##### <実績>

年度	収去検査数	不適件数
16	250	1
17	239	2
18	212	1
19	218	0
20	204	0

#### (3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

食品関係業者や食品取扱い従事者に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

**<実績>**

年度	実施回数	延べ受講者数
16	18	974
17	16	833
18	29	831
19	31	1,136
20	32	1,103

**(4)生活衛生関連施設の衛生対策**

根拠法令等	理容師法 他9法 1実施要領 1衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

**<目的・事業内容>**

生活衛生関連施設の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

**<実績>**

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
16	4,547	51
17	4,528	56
18	4,519	102
19	4,507	70
20	4,479	236

**(5)プールの衛生対策**

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

**<目的・事業内容>**

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

**<実績>**

年度	検査数	不適件数
16	20	0
17	20	0
18	9	0
19	4	0
20	11	0

**(6)衛生害虫相談**

根拠法令等	—	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

**<目的・事業内容>**

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。



<実績>

年度	相談件数
16	123
17	113
18	301
19	273
20	406

2 医事・薬事関係事業

(1) 医療施設等監視・指導

① 医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法第25条第1項 臨床検査技師等に関する法律第20条の5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

<実績>

	年度	16	17	18	19	20
	項目					
病 院	施設数	25	25	25	25	25
	監視数	25	25	25	25	25
	新規	0	0	0	0	0
	廃止	0	1	0	0	0
一般診療所	施設数	150	147	146	144	143
	監視数	36	36	30	28	34
	新規	0	1	12	5	3
	廃止	0	4	13	7	2
4歯科診療所	施設数	82	82	82	81	81
	監視数	17	17	14	14	17
	新規	1	0	3	0	1
	廃止	0	0	3	1	1
衛生検査所	施設数	3	3	3	3	3
	監視数	2	1	2	1	2
	新規	0	0	1	0	0
	廃止	0	0	1	0	0

※ 平成18年度からは新規欄及び廃止欄はそれぞれの許可及び届出受理総数（病院、一般診療所及び歯科診療所での法人化又は親子継承等による場合を含む）とした。

## ②医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

### <実績>

免許等種別		20年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	6	0	0	1	7
	歯科医師	1	0	0	0	1
	薬剤師	8	4	0	0	12
	保健師	5	3	0	0	8
	助産師	1	1	0	0	2
	看護師	52	48	2	0	102
	診療放射線技師	1	1	0	0	2
	臨床検査技師	7	2	0	0	9
	理学療法士	15	2	1	0	18
	作業療法士	17	2	0	0	19
	歯科技工士	2	0	0	0	2
	視能訓練士	1	0	0	0	1
	管理栄養士	8	2	0	0	10
	死体解剖医	0	0	0	0	0
許等	准看護師	35	34	13	0	82
	栄養士	14	11	3	0	28
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合計		173	110	19	1	303

## (2)休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 9/10 高田町 1/10

### <目的・事業内容>

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。休日急患対策事業のうち、在宅当番医診療業務及び大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会は昭和52年度から、また在宅当番

医制運営事業及び病院群輪番制事業を昭和53年度から、さらに平日時間外小児急患診療業務を平成14年度から開始した。

### <実績>

#### ①休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比 (%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比 (%)
16	73	(393) 4,537	(1,310) 3,880	(809) 3,943	(260) 982	(467) 618	(143) 206	(3,382) 14,166	23.8	2,747	19.3
17	73	(525) 4,944	(1,546) 3,863	(886) 4,181	(275) 1,092	(462) 614	(216) 271	(3,910) 14,965	26.1	2,964	19.8
18	74	(485) 5,089	(1,878) 4,312	(962) 4,135	(294) 1,319	(495) 631	(386) 465	(4,500) 15,951	28.2	3,250	20.3
19	75	(541) 5,124	(1,644) 4,142	(963) 4,257	(308) 1,331	(407) 566	(343) 411	(4,206) 15,831	26.6	3,469	21.9
20	75	(538) 4,841	(1,898) 4,477	(1,142) 3,370	(301) 1,142	(464) 631	(183) 263	(4,526) 14,724	30.7	3,255	22.1

( )内は急患数を内数で示す

#### ②平日時間外小児急患診療件数

年度	開設日数	時間帯	年齢	件数			急患比 (%)	地域外比 (%)
				小児科	その他	計		
19	291	—	—	(863) 2,138	(93) 218	(956) 2,356	40.6	29.0
20	290	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(512) 1,484	(8) 18	(520) 1,502	34.6	26.5
			7歳以上	(187) 517	(37) 101	(224) 618	36.2	19.1
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(112) 199	(1) 1	(113) 200	56.5	34.0
			7歳以上	(43) 55	(39) 43	(82) 98	83.7	36.7
20年度計				(854) 2,255	(85) 163	(939) 2,418	38.8	25.6

( )内は急患数を内数で示す

### (3)薬事施設監視・指導

根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

### <目的・事業内容>

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、薬事法及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

<実績>

年度	医薬品販売業					
	一般販売業			特例販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
16	7	8	5	7	3	0
17	7	8	6	7	3	0
18	8	1	7	6	1	6
19	8	19	7	6	5	0
20	8	18	8	7	4	4

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付件 数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付件 数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付件 数	立入検 査件数
16	51	33	8	11	5	4	11	11	2
17	53	26	3	10	2	3	10	4	0
18	56	21	7	9	4	6	8	1	2
19	53	23	2	10	4	4	9	1	1
20	61	20	2	10	2	3	9	0	0

(4)薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

シンナー等の乱用は低年齢化し、依然として跡を絶たない現状にある。高校生のヤングボランティア等を中心に登校時間帯に「ダメ・ゼッタイ」普及運動 6・26 ヤング街頭キャンペーンの実施や薬物乱用防止講演会等で正しい知識を啓発し、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

<実績>

年度	講演会等		街頭キャンペーン	
	対象者	受講者数	回数	啓発パンフレット配布数
16	0	0	1	1,000
17	0	0	1	800
18	高等学校 1校	60	1	1,070
19	高等学校 2校、 高専 1校	1,875	1	1,300
20	高専 1校	209	1	700

(5)不正大麻・けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

<実績>

種別 年度	け し		大 麻	
	件 数	株 数	件 数	株 数
16	8	365	0	0
17	8	1,071	0	0
18	10	1,669	0	0
19	13	1,336	0	0
20	15	2,965	0	0

(6)健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱	所管課	生活衛生課
	大牟田市健康危機管理連絡会議要領	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

<実績>

年度	対 策 実 施 状 況
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康危機管理連絡会議 (2回)               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 大牟田市健康危機管理連絡会議の設置等について (7/17)</li> <li>2 新型インフルエンザについて (12/27)</li> </ul> </li> <li>・ 健康危機管理研修会の実施 (1/31)               <ul style="list-style-type: none"> <li>講演「医学と科学捜査」 ～ 和歌山カレー中毒事件をふりかえって ～</li> <li>講師 九州大学医学部名誉教授 井上尚英 氏 (大牟田市原因究明委員会専門委員)</li> <li>対象者 大牟田市健康危機管理対策本部の部長、班長及び保健福祉部主査等 50人</li> </ul> </li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康危機管理連絡会議 (12/7)               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 福岡県西方沖地震から学んだもの 大牟田市保健所長 西岡和男</li> <li>2 健康危機に係る消防の役割について大牟田市消防署 主任 濱口敏光</li> </ul> </li> <li>・ 健康危機管理研修会の実施 (1/29)               <ul style="list-style-type: none"> <li>演題「危機管理の基本的考え方とその対応について」 ～初動体制と関係機関との連携～</li> <li>講師 救急救命九州研修所教授 郡山 一明 氏</li> <li>対象者 大牟田市健康危機管理対策本部の部長、班長及び保健福祉部主査等 50人</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">健康危機管理連絡会議</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康危機管理連絡会議(8/7)               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザに対応するためのネットワークについて</li> <li>2 新型インフルエンザに備える。 健康対策課結核感染症担当主査 加賀田義文</li> <li>3 新型インフルエンザ 企業はどうしたら良いのか。 大牟田市保健所長 西岡和男</li> </ul> </li> <li>・ 健康危機管理連絡会議(12/5)               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザについて 健康対策課結核感染症担当主査 加賀田義文</li> <li>2 各部の新型インフルエンザの取り組み状況について報告</li> </ul> </li> <li>・ 健康危機管理対策本部班長会議(3/31)               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザに関する情報提供について 大牟田市保健所長 西岡和男</li> <li>2 新型インフルエンザ発生時における各部各課の業務継続検討結果について</li> </ul> <p style="text-align: right;">事務局より報告</p> </li> </ul>

### 3 動物管理センター

#### (1) 狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法	所管課	生活衛生課
	大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

#### <実績>

##### ① 狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
16	599	3,200	1,521	4,721	3	0
17	521	2,987	1,606	4,593	1	0
18	583	2,697	1,933	4,630	5	4
19	622	2,605	2,297	4,902	8	0
20	585	2,414	2,436	4,850	5	2

##### ② 捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
16	57	31	23	212
17	30	40	32	187
18	11	33	32	124
19	6	32	36	105
20	12	23	29	59

##### ③ 苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合わせ	合計	指導件数
16	54	74	138	39	891	1,196	137
17	74	68	73	22	829	1,066	56
18	56	106	158	25	1,565	1,910	175
19	54	100	146	18	1,678	1,996	162
20	23	100	103	18	852	1096	150

#### (2) 動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律	所管課	生活衛生課
	福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

## <実績>

### ①犬猫等の引取り及び保護

年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
16	50	114	62	147	122	76	2	5	26	2
17	33	65	44	156	151	58	10	17	19	0
18	46	114	89	170	117	102	3	14	29	0
19	48	50	42	172	128	111	11	7	17	1
20	16	50	62	136	115	98	2	10	27	4

### ②犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
16	190	11	18	6	225	22
17	181	15	19	10	225	33
18	153	11	18	48	230	66
19	161	28	22	57	268	47
20	165	19	13	71	268	52

### ③動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
16	12	0
17	16	0
18	39	15
19	59	15
20	62	15

## (3)動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律	所管課	生活衛生課
	狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

## <目的・事業内容>

年少者に対する出張動物ふれあい教室やワンワン交換会の開催、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- ・ 出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）
- ・ 犬の譲渡（ワンワン交換会・子犬里親さがし）・動物飼育相談
- ・ 譲渡犬等の調査・指導
- ・ 子犬ふれあい広場の開催
- ・ 動物愛護週間事業(動物慰霊祭)

## <実績>

### ①出張動物ふれあい教室

年度	保育園	幼稚園	小学校	合計
16	10	8	16	34
17	10	8	13	31
18	10	9	18	37
19	10	8	17	35

20	11	9	18	38
----	----	---	----	----

②犬猫の譲渡数（ワンワン交換会、子犬里親さがし、センター）・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育 相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
16	25	129	0	5	47	226	115
17	24	93	0	6	41	240	124
18	29	130	0	10	53	226	115
19	40	89	3	81	32	233	128
20	36	105	13	143	47	208	115

③譲渡犬等の調査・指導

年度	ワンワン交換譲渡犬 適正管理調査	里親さがし譲渡犬 適正管理調査	犬の繁殖 制限指導	狂犬病ワクチン 未注射飼育者指導
16	47	10	43	410
17	33	29	24	24
18	32	44	23	1,775
19	6	20	9	1,321
20	4	14	2	1,391

## 4 葬斎場

### (1) 大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和58年、59年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和59年7月25日に完成、8月1日から共用開始となった。

人体炉6基、汚物炉1基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約1,700件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

#### <実績>

年度	利用状況											
	合計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
16	1,763	1,706	5	52	1,677	1,635	4	38	86	71	1	14
17	1,785	1,739	4	42	1,716	1,680	4	32	69	59	0	10
18	1,766	1,723	5	38	1,686	1,652	4	30	80	71	1	8
19	1,755	1,712	2	41	1,684	1,650	2	32	71	62	0	9
20	1,756	1,719	3	34	1,690	1,658	3	29	66	61	0	5



## 5 試験検査

### (1) 微生物・臨床検査

根拠法令等	・地域保健法 ・大牟田市保健所使用料及び手数料条例 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・結核予防法	所管課	生活衛生課
		負担割合	

#### <事業内容>

- ・ 糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157）
- ・ 感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（O157）他）
- ・ 痰（塗抹）検査（結核菌）
- ・ 血清検査（HIV抗体、梅毒）

#### <実績>

検査項目	年度	16	17	18	19	20
病原微生物検査		11,014	10,433	8,889	8,573	8,162
痰（塗抹）検査		9	0	0	0	0
血清検査		90	65	167	202	186
その他		0	0	0	0	0

※ 病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

### (2) 食品衛生検査

根拠法令等	・食品衛生法 ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所管課	生活衛生課
		負担割合	

#### <事業内容>

- ・ 一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- ・ 食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

#### <実績>

検査項目	年度	16	17	18	19	20
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	269	187	172	177	169
	理化学的検査	68	45	45	46	40
食中毒関係検査	微生物学的検査	143	235	65	181	59
	理化学的検査	0	0	0	0	0

### (3) 環境衛生検査

根拠法令等	・水道法 ・遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	

#### <事業内容>

- ・ 飲用水検査
- ・ 利用水等検査（プール水）

<実績>

検査項目		年度				
		16	17	18	19	20
飲用水	細菌学的検査	248	15	18	18	14
	理化学的検査	240	18	18	18	14
利用水等検査	細菌学的検査	10	10	9	4	11
	理化学的検査	10	10	9	4	11

※ 利用水等検査（細菌学的検査）は平成15年度まで（4）環境保全・廃棄物関連検査の水質検査（細菌検査）を含む

(4)環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本法（公害防止計画）</li> <li>・ 大牟田市公害防止協定</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・ 下水道法</li> </ul>	所管課	生活衛生課
		負担割合	

<事業内容>

- ・ 大気検査（重金属、降下ばいじん、硫黄酸化物）
- ・ 水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- ・ 廃棄物関連検査
- ・ その他

<実績>

検査項目		年度				
		16	17	18	19	20
大気検査		317	318	287	130	112
水質検査	細菌検査	79	79	75	55	26
	化学検査	200	240	270	210	213
廃棄物関連検査		10	14	14	16	24
土壌・底質検査		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0

## 第10節 人権の尊重

### (1) 啓発活動の推進

根拠法令等	人権教育及び啓発の推進に関する法律	所管課	人権・同和政策課
	大牟田市あらゆる差別撤廃のための人権擁護条例	負担割合	県 1/2 市 1/2

#### <目的・事業内容>

あらゆる差別を撤廃し、市民の人権意識高揚を図るため同和問題啓発強調月間、人権週間を中心に教育委員会及び関係機関と連携して実施した。

- ① 人権・同和教育講演会
- ② 人権問題講演会
- ③ 広報「おおむた」による啓発
- ④ 人権作品コンクール
- ⑤ 街頭啓発

#### <実 績>

- ① 人権・同和教育講演会

7月の同和問題啓発強調月間に実施している。

年度	16	17	18	19	20
講師	原田一郎	藤井輝明	塩山卓司	台風のため中止	坂口明夫

- ② 人権問題講演会

人権週間（12月4日～10日）に実施している。

年度	16	17	18	19	20
講師	伊藤実喜	三浦直樹	谷口和子	荘山英一	樗木武洋

- ③ 広報「おおむた」による啓発

平成20年度は8回の発行を行った。

- ④ 人権作品コンクール

人権意識高揚のため、市内の小・中学生を対象に「ポスター」「作文」「詩」「標語」の4部門で募集を行い、入賞作品については市役所正面玄関ロビーで展示を行っている。

平成20年度は4部門で1248点の応募があった。また、入選作品を人権作品集として発行し、市内小・中・特別支援学校等に配付している。

- ⑤ 街頭啓発

同和問題啓発強調月間及び人権週間において、市民への啓発のためJR大牟田駅、ゆめタウン大牟田において実施している。

参加者は市長、議長、教育長、人権擁護委員、県の出先機関の職員等である。

### (2) 啓発組織と連携した啓発活動

全市民的な啓発組織である大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会と連携し、毎年、秋に「人権フェスティバル」を実施している。

また、大牟田市人権・同和教育研究協議会との共済事業として「人権・同和教育研究実践交流会」、秋と冬に「人権連続講座」を実施している。

**(3) 人権の法制度等確立に向けた取り組み**

「あらゆる差別撤廃と人権尊重社会実現のための法制度等確立要求大牟田地区実行委員会」との連携により、人権の法制度の確立及び人権政策の確立に向けた要請行動等をおこなっている。

**(4) 人権擁護に関する業務**

福岡法務局柳川支局及び柳川人権擁護委員協議会と連携した取り組みを行なっている。

**(5) 関係団体等への補助金の支出**

根拠法令等	部落解放同盟大牟田支部活動運営補助金交付要綱 全日本同和会大牟田支部活動運営補助金交付要綱 柳川人権擁護委員協議会補助金交付要綱 大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会活動運営補助金交付要綱 あらゆる差別撤廃と人権尊重社会実現のための法制度等確立要求大牟田地区実行委員会補助金交付要綱	所管課	人権・同和政策課
-------	---	-----	----------

啓発活動は行政のみで実施できるものではなく、差別の撤廃や人権意識の高揚のため、其々の立場で活動している団体との連携が重要になってくる。

このため、補助金の交付要綱に基づき、関係団体へ補助金を支出し、支援を行なっている。

## 第 1 1 節 関連団体

### 1 社団法人大牟田市シルバー人材センター

#### (1) シルバー人材センターの概要

##### <設 立>

法 人 格	社団法人
設立許可	昭和 6 1 年 4 月 1 日許可
	昭和 6 1 年 2 月 2 5 日任意団体設立

##### <目 的>

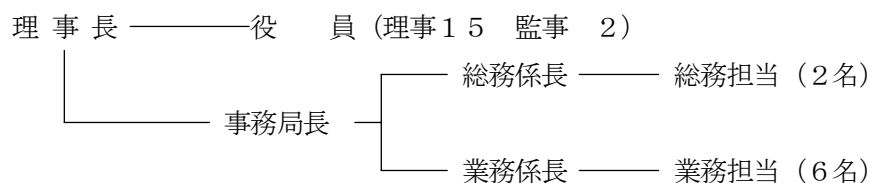
働く意欲と能力をもった高年齢者（60歳以上）に、生きがいつくりの場として臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することによって、高年齢者の能力の積極的な活用を図り、もってその福祉の増進に資するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

##### <事業内容>

- ① 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- ② 高年齢者の就業に関する調査研究
- ③ 高年齢者の就業に関する相談
- ④ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者に対するこれらの就業機会の確保と組織的な提供
- ⑤ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢者のための無料職業紹介事業
- ⑥ 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ⑦ その他高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務及びセンターの目的を達成するために必要な事業の実施

##### <機 構>

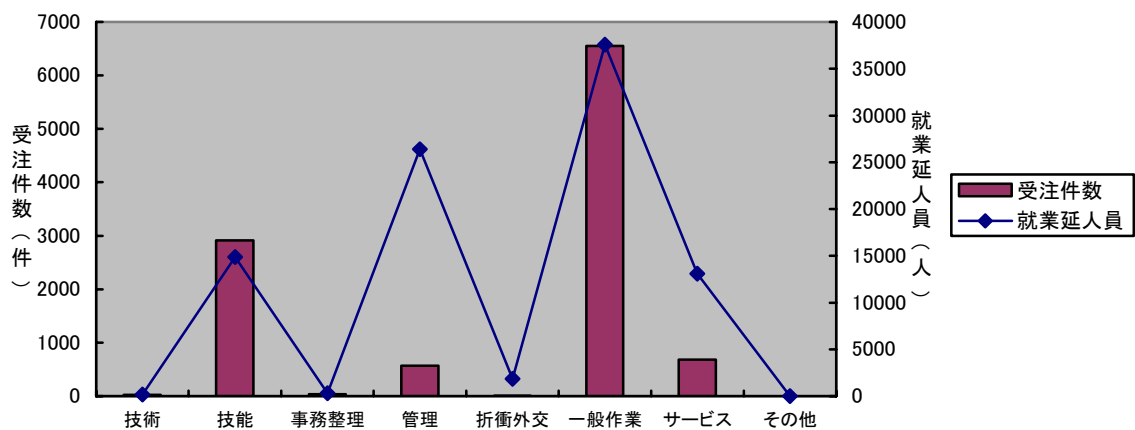
(平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在)



(2) 平成20年度事業実績及び会員数

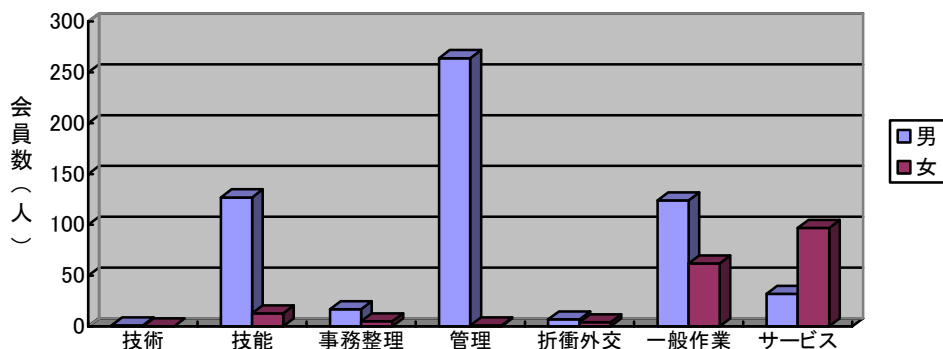
①事業実績（職種別）

区 分	受注件数	就業延人数	事 業 収 入	構 成 比
技 術	23	182	606,920	0.2%
技 能	2,912	14,860	73,310,182	25.9%
事務整理	37	305	273,315	0.1%
管 理	568	26,383	86,619,820	30.7%
折衝外交	8	1,851	1,196,845	0.4%
一般作業	6,554	37,562	87,902,387	31.1%
サービス	681	13,087	32,656,258	11.6%
そ の 他	0	0	0	0.0%
合 計	10,783	94,230	282,565,727	100%



②会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技 術	1	0	1	0.1%
技 能	127	13	140	18.6%
事務整理	17	5	22	2.9%
管 理	264	1	265	35.1%
折衝外交	7	4	11	1.5%
一般作業	124	62	186	24.7%
サービス	32	97	129	17.1%
計	572	182	754	100.0%



## 1) 事業実績

高齢者にふさわしい仕事を受注し、それぞれにあった仕事の提供を行い、高齢者の生きがい、福祉の増進、地域社会の活力に貢献することをめざしたが、厳しい経済環境の中で受注が減り、事業実績は、前年度より減少（前年度比-5.8%減）した。しかし、就業率については、適正就業の効果により、前年度より増加（前年度比 11.9%増）した。

## 2) 自主的な組織活動の強化

理事会のもとで6専門委員会を設置し、それぞれの所掌事務について活発な意見交換がなされた。

- ①総務委員会・・・会員の福利厚生充実のため、会員互助会の設立に向け準備
- ②業務委員会・・・配分金について金江員センターの実態を調査  
受注方法を請負制度に移行するための意見交換
- ③適正就業委員会・・・未就業会員に対する就業対策  
賠償事故、苦情等についての対応策等の意見交換
- ④安全・衛生委員会・・・安全就業対策基本計画、安全就業対策推進計画の策定  
安全パトロールの実施
- ⑤女性委員会・・・女性会員の就業機会の拡大のため、子育て支援事業について準備
- ⑥広報委員会・・・会報の編集、普及啓発用リーフレットについて意見交換

## 3) 安全・衛生対策

安全・衛生委員会において就業中、途上に関する事故防止と安全確保、健康管理についての対策等を検討。就業現場への巡回指導を実施。特に、事故が発生した時点で、事故現場での検証を実施すると共に広く会員へ周知することで安全対策に対する意識の高揚と事故防止に努めた。

## 4) 奉仕活動と普及啓発活動

地域への感謝の気持ちを込め、公共施設の剪定、市内で開催されるイベントへの清掃奉仕活動等、積極的に取り組んだ。

地域の新聞社を通して広報啓発文を掲載し、地域住民へPR活動を行った。

## 5) 生活管理指導員派遣事業

平成19年度に引き続き、市からの委託事業として、自立を支援する必要がある高齢者を対象とした「生活管理指導員派遣事業」を行い、女性会員の就業拡大に努めた。

## 6) 独自事業

雇用開発センターの終息により、独自事業としてリサイクル事業を引き継ぎ、会員の就業機会の拡大を図った。

## 7) 職業訓練委託

福岡県立大牟田技術訓練校より、就職支援能力開発訓練教程リサイクル科の委託を受け、職業訓練を実施している。

## 2 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

根拠法令等	社会福祉法（第109条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
-------	--------------	-----	--------------------

### (1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられ、住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、地域における社会福祉の増進に努めるという目的理念のもとに、都道府県市町村の全国すみずみまで設立されている。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面をあわせ持った組織で、地域住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行い、地域福祉活動の中心的な役割を担っている。

平成12年に社会福祉事業法が大幅に改正され社会福祉法となり、その第109条では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記された。

大牟田市社会福祉協議会は、昭和26年に任意団体として発足し、昭和47年に社会福祉法人の認可を受け、以来、大牟田市の地域福祉の推進役として住民のニーズにあった様々な事業活動を展開している。

現在は、「地域福祉と住民参加」をキーワードに、地域における様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る心ふれあう「誰もが安心して暮すことができるまちづくり」を目指し、校区社会福祉協議会とともに、見守り・相談・援助活動やボランティア派遣など様々な地域福祉活動に取り組んでいる。

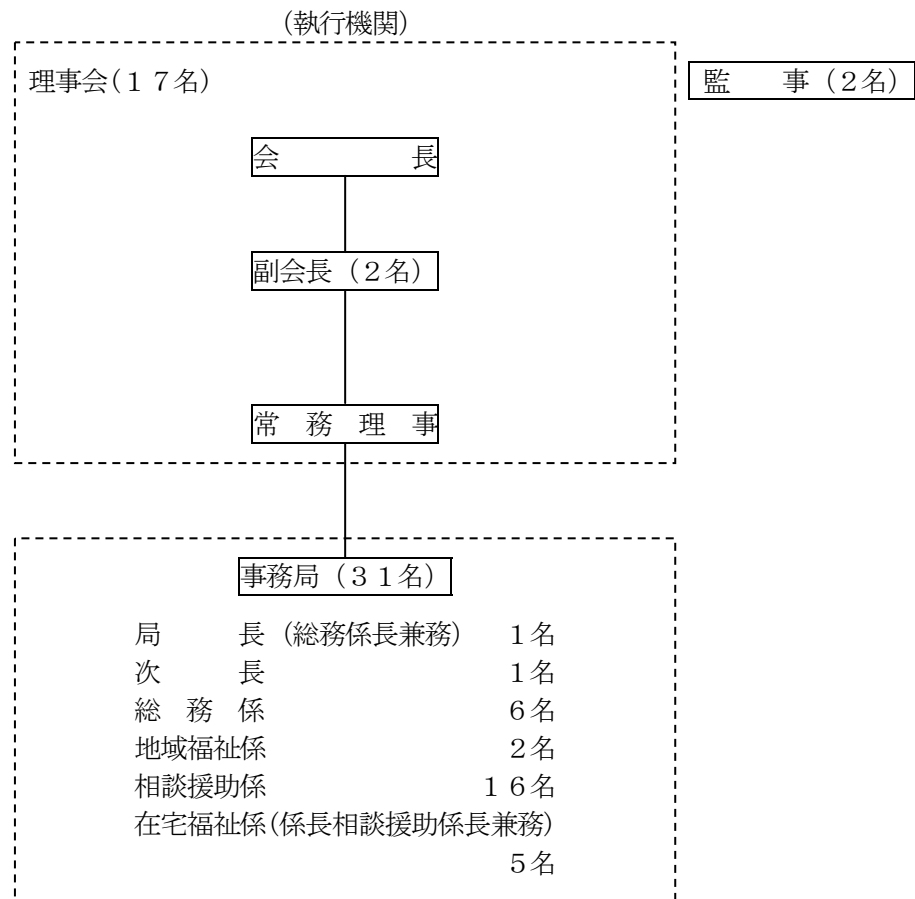
### (2) 社会福祉協議会の機構と組織構成

(平成20年4月1日現在)

評議員会（39名） (議決機関)

区分	所 属 名	評議員	理 事
1	校区社会福祉協議会代表	18名	5名
2	民生委員・児童委員代表	3	2
3	町内公民館連絡協議会代表	1	1
4	女 性 代 表	0	1
5	社会福祉事業施設代表	2	1
6	福 祉 団 体 代 表	3	1
7	ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 代 表	2	1
8	社会福祉関係公務員代表	2	1
9	市 議 会 代 表	2	2
10	学 識 経 験 者	6	2
合 計		39名	17名





### (3) 社会福祉協議会の実施事業

平成20年度事業においても、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」まちづくりを理念として策定した第1次大牟田市地域福祉活動計画（平成17年度～21年度）に沿って、地域福祉活動の推進などを軸に取り組んだ。

活動指針1「住民参加による地域福祉活動の活性化」については、多様な福祉課題への迅速な対応を図るため、各校区に配置されている福祉委員に対しての研修会や活動報告会等を開催し、小地域ネットワーク活動の推進強化に努めた。また高齢者等の憩いの場、介護予防の場、子育ての場としてサロン事業を拡大していくとともに、住民こんだん会等を通し、地域住民の様々な声に耳を傾けながら、日常生活圏域である地域を基盤とした福祉活動の支援に取り組んだ。また、ボランティアセンターでは、一人暮らし高齢者等の孤独感の解消などを目的とした傾聴ボランティアの養成を行うとともに、障がい者のコミュニケーション手段の確保のための手話・点訳等のボランティアの養成に取り組んだ。

活動指針2の「心温まる福祉サービスの提供」については、高齢者、障がい（児）者に対する介護事業をはじめ、児童・母子に対する諸事業や住民の悩みなどを解決に導く総合相談事業、低所得者等に対する貸付事業（県社協受託事業）に取り組んだ。また、児童福祉対策事業である学童保育所運営事業（市受託事業）については、三池・高取・中友・白川・大牟田の各学童保育所で、世代間交流・地域交流など本会の独自性を活かし、地域に根ざした保育事業に努めた。さらにファミリー・サポート・センター運営事業（市受託事業）については、「フレンズピアおおむた」を拠点として、市が開設しているつどいの広場との連携により、総合的な子育て支援センターとして事業を展開した。

活動指針3「社会福祉協議会の基盤強化」については、介護保険事業収入が落ち込み等で、非常に厳しい決算となったが、賛助会員の拡大、福祉基金の活用、大牟田善意銀行の強化に伴う寄付金の増額などで、赤字幅を最小限度にとどめた。平成20年度は、公益補助を受け、総合福祉センターの修繕・改造に取り組んだ。さらに社協全職員を対象に研修会を開催し、スキルアップを図った。

## 1) 地域福祉の推進

### ①福祉委員制度と小地域ネットワーク活動の強化

平成18年度に福祉委員制度を設け、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障がいがある人などが、地域の中で孤立しないように声かけ・見守りや簡単な生活支援を行っている。支援するのは、福祉委員、近所の協力者(ボランティア)や民生委員・児童委員などであり、お互いに協力しながら、福祉のネットワークを広げている。平成20年度は福祉委員の任期満了による改選を行い、新たに361人を委嘱し、福祉委員の任務や活動内容についての研修を行った。

(福祉委員研修の実施状況)

対象校区	開催日	会場
笹原、天道、玉川	平成20年7月22日(火)	勝立地区公民館
駿馬南、駿馬北	平成20年7月24日(木)	駿馬地区公民館
大牟田、上官、大正、中友	平成20年7月29日(火)	中央地区公民館
みなと、川尻、諏訪	平成20年7月31日(木)	三川地区公民館
平原、白川、高取	平成20年8月4日(月)	総合福祉センター
三池、羽山台、銀水	平成20年8月6日(水)	三池地区公民館
手鎌、明治	平成20年8月9日(土)	手鎌地区公民館
吉野、上内、倉永	平成20年8月11日(月)	吉野地区公民館
追加研修	平成20年10月24日(金)	総合福祉センター
追加研修	平成20年12月5日(金)	総合福祉センター

### ②「地域福祉活動実施計画」の推進

平成19年度から20年度までの2年間で羽山台校区をモデル校区に設定し、地域の様々な福祉課題を解決するために、新たな福祉ネットワークの構築、各種ボランティア組織の結成など校区の基盤強化を行った。さらに、今後も住民自らが参加し、きめ細やかな福祉活動を展開していくための指針となる「羽山台校区福祉活動計画」を策定した。

### ③校区社会福祉協議会の支援

各校区社会福祉協議会相互の連携や地域福祉課題の解決と情報交換を目的として、年6回開催される連絡協議会を支援した。また、校区社会福祉協議会の福祉活動の充実と校区リーダーの育成を図ることを目的に、校区社会福祉協議会構成員研修会を実施した。

〔校区社会福祉協議会構成員研修会〕

- 【開催日】 平成20年7月8日(火)
- 【会場】 大牟田市総合福祉センター
- 【内容】 「校区社協における組織化の推進と基盤強化」
- 【講師】 筑紫女学園大学文学部准教授 山崎 安則氏
- 【参加者】 49人

### ④住民こんだん会の実施

平成18年度より市内23校区を対象として1校区を1~2分割して開催している。「隣近所のかかわり」や「身近な生活環境」等について地域住民と意見交換を行いながら地域福祉活動への理解を深めており、平成20年度は未実施である5校区、延9回開催した。

(住民こんだん会の実施状況)

校区	回数	概	要
高取	1回	【日時】 平成20年4月25日(金) 【会場】 高取団地公民館(29人)	午後7時~8時30分
みなと	1回	【日時】 平成20年9月10日(水) 【会場】 三川地区公民館(29人)	午後7時~8時30分

諏訪	1回	【日 時】 平成20年9月30日(火) 午後7時～8時30分 【会 場】 諏訪小学校(22人)
銀水	2回	【日 時】 平成20年10月3日(金)・10日(金) 午後7時～8時30分 【会 場】 久福木公民館(28人)・尾尻公民館(15人)
吉野	4回	【日 時】 平成20年11月13日(木)・14日(金)・19日(水)・20日(木) 午後7時～8時30分 / 午前10時30分～12時 【会 場】 吉野地区公民館(22人)・南橋集会所(26人)・白銀第一集会所(12人)

### ⑤団塊の世代を対象とした事業

地域福祉活動やボランティア活動に関する情報を掲載した“おおむたかわらばん”を発行し、市内企業26社へ配布した。(年2回・600部発行)

### ⑥ふれあいサロン事業の推進

地域に住む高齢者や子育て世代で、支援を必要とする人達が集まる憩いの居場所づくりに努めた。(登録サロン数 46団体)

### ⑦ふれあいサロンボランティア養成講座

高齢者や子育て世代を支援するための知識を身につけ、地域でふれあいサロン活動を実施することができるボランティアの養成講座を開催した。

1回目 (全3日)	【期 間】 平成20年6月18日(水)～7月2日(水) 【会 場】 駛馬地区公民館 【受講者】 延べ66人
2回目 (全2日)	【期 間】 平成21年2月10日(火)～2月17日(火) 【会 場】 吉野地区公民館 【受講者】 延べ75人

### ⑧ヤングボランティア体験セミナーの実施

市内在住の高校生、大学生を対象に実施。“ふれあいサロン体験、共同募金活動、ふれあい福祉まつりへの参加、手話・点訳や車椅子の体験学習”など様々な福祉活動を体験するセミナーを開催した。

- 【開催日】 平成20年10月12日(日)～11月24日(月)  
全5回実施  
【開催地】 総合福祉センター、上内小学校、ゆめタウン大牟田  
【参加者】 延べ44人

### ⑨福祉座談会の実施

地域における困りごとや福祉課題について校区社協と市社協がともに考え、情報の共有や活動の相互理解を深めるために23校区社協を対象に開催した。

(福祉座談会の実施状況)

月 日	校 区	月 日	校 区	月 日	校 区
5月22日	手 鎌	9月24日	明 治	3月10日	駛馬南
7月5日	上 官	10月31日	諏 訪	3月16日	中 友
7月14日	天 道	11月17日	上 内	3月24日	川 尻
7月23日	高 取	12月23日	吉 野	3月24日	玉 川
7月30日	三 池	2月24日	みなと	3月25日	大 正
8月29日	白 川	2月25日	駛馬北	3月27日	笹 原
9月12日	銀 水	3月4日	大牟田	モデル事業振替	羽山台
9月19日	倉 永	3月5日	平 原		

## ⑩災害見舞金の支給

法外援護事業として火災等の被災者に災害見舞金を支給した。

	18年度	19年度	20年度
件数	23	12	11
支給額	230,000	120,000	110,000

## ⑪校区連協会長・民児協会長・社協会長合同研修会

地域のリーダーである校区連協会長・校区民児協会長・校区社協会長を一堂に会し、「地域ネットワーク」をテーマとした合同研修会を開催し、お互いの連携を図った。

【開催日】 平成20年8月27日(水)

【会場】 大牟田市総合福祉センター

【内容】 「被災地支援から学んだ地域のネットワーク化の必要性」  
(講師) 福岡県社会福祉協議会 地域福祉部 矢野 剛夫 氏  
「羽山台校区地域福祉活動モデル事業について」  
(報告) 羽山台校区まちづくり実行委員 武藤 重徳 氏

【参加者】 68人

## ⑫校区社協会長視察研修

校区社協の福祉活動の取組みに反映させることを目的として、災害要支援制度に取り組んでいる先進地を視察した。

【視察日】 平成20年11月7日(金)

【研修先】 熊本県宇城市社会福祉協議会

【内容】 宇城市社会福祉協議会の小地域ネットワーク支援活動について

【参加者】 22人

## ⑬活動助成

地域福祉の向上を図る次の団体等に対して助成を行った。

- ・23校区社会福祉協議会
- ・大牟田市校区社会福祉協議会会長連絡協議会
- ・大牟田市民生委員・児童委員協議会

## 2) ボランティアセンター事業の実施

### ①情報提供と情報の共有化のための意見交換

ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアセンターの役割や活動の内容等を掲載したパンフレットの配布や社協だより等により、ボランティア活動の情報提供や啓発に努めた。

また、市生涯学習課のボランティア推進本部と事業内容、登録団体等について意見交換(年5回)を行い、各々に登録されているボランティア団体の性格や規模等の情報を交換するとともに、それぞれのボランティア活動の理解を深め、お互いの情報を共有していくことを確認した。

今後は、さらに連携を密にし、各々のボランティア情報を共有し、必要に応じ、相互にコーディネートできるような体制の一元化を図っていきたいと考えている。

### ②コーディネート機能の強化(ボランティアの登録・斡旋)

地域において、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結びとともに、ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、コーディネート(需給調整)機能の充実に努めた。

(ボランティアセンターの登録状況)

区分	18年度		19年度		20年度	
	人数	前年比 (%)	人数	前年比 (%)	人数	前年比 (%)
グループ (団体)	57	105.5	52	91.2	46	88.5
個人 (人)	351	109.0	195	55.6	209	107.2

(ボランティアの斡旋状況)

区分	主な斡旋内容	18年度		19年度		20年度	
		人数	前年比 (%)	人数	前年比 (%)	人数	前年比 (%)
個人	散髪、家屋内外の小修理、外出支援等	53	110.5	27	50.9	50	185.2
団体	散髪、デイサービスでの催事、学童での催事、各種イベント等	195	191.2	149	76.4	253	169.8
学校	障害者との交流、手話・点字の学習、車いす・アイマスク・高齢者疑似体験	55	77.5	38	69.1	37	97.4

### ③福祉教育の推進

小・中学校を対象として、福祉教育を推進し社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動と地域福祉活動への参加促進を図った。

#### ・福祉教育推進校の指定及び育成

児童・生徒の福祉教育の推進を目的として、中学校1校、小学校2校を福祉教育推進校に指定し、視覚・聴覚障がい者の人などを講師（ゲストティーチャー）として派遣した。

(派遣状況)

区分	18年度		19年度		20年度	
	人数	前年比 (%)	人数	前年比 (%)	人数	前年比 (%)
派遣件数	55	77.5	38	69.1	37	97.4

#### ・福祉教育推進校連絡会の開催

福祉教育推進校が相互の連携を図るとともに研修や情報交換を行うため、連絡会を開催した。

### ④傾聴ボランティアフォローアップ養成講座

相手の気持ちに寄り添い、心を込めて話を聴く「傾聴ボランティア」の必要性和困難ケースへの対応のため、会員同士や活動先の施設・病院のスタッフとの意見交換の中で共通認識を持ち、さらには専門家からの助言・指導により必要な知識を習得する講座を総合福祉センターで開催した。

(養成講座の実施状況)

講座名	概要
傾聴ボランティア フォローアップ養成講座	【期間】 平成21年2月24日(火) 【会場】 総合福祉センター 【受講者】 31名

### ⑤手話・要約筆記ボランティア派遣

聴覚障がい者の社会参加を促進するために、体育大会、福祉活動、文化活動、通院等に手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣した。

(派遣状況)

派遣内容		18年度		19年度		20年度	
		派遣件数	前年比 (%)	派遣件数	前年比 (%)	派遣件数	前年比 (%)
手話	派遣件数	226	100.0	193	85.4	228	118.1
	奉仕員数	282	100.3	227	80.5	308	135.7
要約	派遣件数	9	100.0	8	88.9	19	237.5
	奉仕員数	21	100.0	19	90.5	54	284.2

### ⑥ボランティア活動保険の加入状況

地域行事やボランティア活動等を支援するため、ボランティア活動保険の加入受付を行った。

	18年度		19年度		20年度	
	加入者数	前年比 (%)	加入者数	前年比 (%)	加入者数	前年比 (%)
加入者数	2,929	109.5	3,325	113.5	2,881	86.6

### ⑦情報提供と啓発

ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアセンターの役割や活動の内容等を掲載したパンフレットの配布や社協だより等により、ボランティア活動の情報提供や啓発に努めた。

### ⑧ボランティア団体活動助成

ボランティア活動を推進するため、次の団体に対し助成を行った。

- ・点訳奉仕「大牟田むつき会」
- ・大牟田手話の会「ありあけ」
- ・大牟田朗読の会
- ・大牟田要約筆記の会のぞみ
- ・大牟田市ボランティア連絡協議会

### ⑨ボランティア連絡協議会の組織拡大、活性化への支援の取組み

ボランティア活動が多様化・拡大する中で、ボランティア連絡協議会に対する期待も大きいところである。そこで、20年度は組織拡大を支援するため、研修視察、コア会議、ボランティアセンター登録グループ説明会等を行い、新たに3団体が加入し、全部で7団体となった。今後もさらに加入促進への支援を図っていく。

①研修視察…平成20年8月18日(月)

(研修先) 大野城市ボランティア連絡協議会、筑後市ボランティア連絡協議会

②コア会議…6回開催

③登録ボランティアグループ説明会…平成20年11月29日(土)に総合福祉センターで開催

④全会員へのアンケート調査…「ボランティア連絡協議会のあり方に関する調査」を実施

## 3) 総合相談事業の実施

### ①地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助相談)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている人に対して、生活支援員を派遣し、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行った。

	18年度	前年比 (%)	19年度	前年比 (%)	19年度	前年比 (%)
人 数	15	125.0	16	106.7	16	100.0
件 数	186	110.7	167	89.8	166	99.4

## ②福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合、「第三者委員会」でその解決を図るため設置している。

## ③心配ごと相談

毎週火曜日に面接と電話による心配ごと相談事業を実施し、住民が抱える生活課題等の悩みの相談に応じた。

(実施状況)

	18年度	前年比 (%)	19年度	前年比 (%)	20年度	前年比 (%)
面接件数	41	52.6	52	126.8	48	92.3
電話件数	45	69.2	43	95.6	45	104.7

## ④法律相談

毎月第3水曜日に弁護士による法律相談事業を実施し、複雑多様化する住民の相談に対して、法的な解決、高度な対処法について専門的なアドバイスを行った。

(実施状況)

	18年度	前年比 (%)	19年度	前年比 (%)	20年度	前年比 (%)
件 数	119	82.6	93	78.2	101	108.6

## 4) 高齢者福祉対策の推進

### ①介護保険事業

訪問介護事業（ホームヘルプサービス）・訪問入浴介護事業（入浴サービス）・居宅介護支援事業（ケアプラン作成）を実施した。

(事業実績・件数)

	18年度	前年比 (%)	19年度	前年比 (%)	20年度	前年比 (%)
訪問介護	9,449	88.8	8,004	84.7	6,832	85.4
訪問入浴介護	528	125.7	470	89.0	393	83.6
居宅介護支援	836	71.4	567	67.8	575	101.4

## ②介護予防・相談センターの運営（市受託事業）

地域包括支援センターのサブセンターとして、上官・平原校区を担当し、介護認定により要支援と認定された高齢者及び配食サービス等の保健福祉サービス利用希望者等に対して、介護予防プランを作成（628件）するとともに定期的な訪問を行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関、サービス実施事業者等と連携して実施した。

## ③在宅介護者の会の活動支援

在宅介護者に対する情報提供、介護負担の軽減、相互交流を目的とする「在宅介護者の会」（会員数21人）の活動支援を行った。

- ・定例会及び介護相談の開催（月1回）
- ・リフレッシュ事業（年2回）

## ④福祉機器貸与事業

在宅の要介護高齢者等に対して、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図るため、延65人に無料で車椅子の貸出を行った。

## ⑤福祉団体活動助成

高齢者の福祉の増進を目的とする大牟田市老人クラブ連合会に対して助成を行った。

## 5) 障害（児）者対策の推進

### ①障がい者社会参加促進事業（市受託事業）

障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手話、朗読、点訳、要約筆記の各奉仕員養成講座を総合福祉センターで実施するとともに、個人・団体等の要請に対して手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣した。また、視力障害者の情報収集のために「点字や声の広報」を実施した。

- ・奉仕員養成講座の実施  
（各講座の実施状況）

講 座 名		概 要
手話奉仕員 養成講座	入 門	【期 間】平成20年6月19日～11月20日（毎週木曜日22回） 【受講者】29人
	基 礎	【期 間】平成20年5月21日～11月26日（毎週水曜日27回） 【受講者】26人
朗読奉仕員 養成講座		【期 間】平成20年6月5日～8月7日（毎週木曜日10回） 【受講者】10人
点訳奉仕員 養成講座		【期 間】平成20年5月16日～7月18日（毎週金曜日10回） 【受講者】9人
要約筆記奉仕員 養成講座	基 礎	【期 間】平成20年8月2日～10月18日（毎週土曜日11回） 【受講者】9人
	応 用	【期 間】平成21年1月10日～2月21日（毎週土曜日7回） 【受講者】6人



(養成講座の修了状況)

講座名		年度		
		18年度	19年度	20年度
手話	受講者	46	56	55
	修了者	35	46	41
	入会者	18	24	15
朗読	受講者	12	26	10
	修了者	10	17	10
	入会者	8	15	10
点訳	受講者	11	10	9
	修了者	10	9	7
	入会者	4	9	5
要約筆記	受講者	33	18	15
	修了者	28	15	8
	入会者	11	5	3

・ 点字・声の広報発行

視覚障害者が地域生活をするうえで必要な情報などを点訳（点訳奉仕大牟田むつき会）、音訳（大牟田朗読の会）の方法により、定期的に提供した。

②障害者自立支援サービス事業

在宅の身体・知的障害者に対して、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを実施した。

(事業実績)

	18年度	前年比 (%)	19年度	前年比 (%)	20年度	前年比 (%)
ホームヘルプ派遣数	1,676	100.8	1,564	93.3	1,745	111.6
ガイドヘルプ派遣数	770	68.5	1,290	167.5	1,338	103.7

③入浴サービス事業（市受託事業）

在宅の重度障害者に対して、市の委託を受け実施した。

(事業実績)

	18年度	前年比 (%)	19年度	前年比 (%)	20年度	前年比 (%)
入浴サービス	160	88.9	233	145.6	351	150.6

④福祉機器貸与事業

在宅の障がい者等に対して、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図るため、延 11 名に無料で車椅子を貸出した。

⑤福祉団体活動助成事業

障がい（児）者の福祉向上を図る次の団体等に対して助成した。

- ・ 大牟田市身体障害者福祉協会連合会

- ・知的障害（児）者団体
- ・大牟田市身体障害者相談員協議会
- ・小規模授産・共同作業所（5ヶ所）

## 6) 児童・母子福祉対策の推進

### ①放課後児童健全育成事業（学童保育所・指定管理運営）

放課後児童対策として、昼間児童の養育ができない家庭などの児童（小学校1年生～概ね小学校3年生）に対して、適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図った。

（入所児童数・平成21年3月31日現在）

学童名	児童数	学童名	児童数
三池	39	白川	38
高取	20	大牟田	38
中友	22	合計	157

### ②ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）と子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）との相互援助活動を行った。

#### ・協力会員養成講座の開催

第1回	6月4日（水）～7月9日（水）6日間（14人の登録）
第2回	10月28日（火）～11月26日（水）6日間（3人の登録）

#### ・会員数及び活動状況

（会員数）

	18年度	前年比 (%)	19年度	前年比 (%)	20年度	前年比 (%)
利用会員	652	122.6	660	101.2	664	100.6
協力会員	107	102.9	103	96.3	109	105.8
利用・協力会員	66	100.0	74	112.1	76	102.7
合計	825	117.5	837	101.5	849	101.4

（活動状況）

内 容	18年度 件数	19年度 件数	20年度 件数	前年比 (%)
保育所・幼稚園・学校・学童の登園登所前の預かり及び送り	80	59	66	111.9
保育所・幼稚園・学校・学童の迎え及び帰宅後の預かり	508	453	255	56.3
子供の病気時の援助	18	31	16	51.6
子供の習い事等の場合の援助	483	378	302	79.9
保育所・学校等休み時の援助	17	16	5	31.3
保護者等の短時間・臨時的就労・求職活動中の援助	25	47	12	25.5
保護者の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の場合の援助	9	2	1	50.0

保護者等の外出の場合の援助	70	91	65	71.4
保護者の病気、その他急用の場合の援助	15	2	5	250.0
その他	9	53	3	5.7
合 計	1,234	1,132	730	64.5

### ③福祉団体活動助成

母子寡婦の福祉向上を目的とする大牟田市母子寡婦福祉会に対して助成した。

### 7) 生活福祉資金貸付事業の実施（県社協受託事業）

低所得者、高齢者や障害者等の世帯に対して、各種資金の貸付を行った。

(貸付状況)

(単位:千円)

	18年度		19年度		19年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
更生			1	800		
福祉	1	1,109	2	1,602		
住宅						
修学	8	17,883	7	17,528	10	12,247
災害						
療養						
離職者支援						
緊急小口	2	100	4	253	9	850
合 計	11	19,092	14	20,183	19	13,097

### 8) 大牟田善意銀行への預託

(預託状況)

(単位:円)

		18年度	前年比 (%)	19年度	前年比 (%)	20年度	前年比 (%)
		一般	件数	572	100.9	533	93.2
寄付金	金額	11,389,441	102.4	9,896,934	86.9	10,601,820	107.1
	指定	件数	55	261.9	—	—	—
寄付金	金額	1,223,000	119.6	—	—	—	—
	計	件数	626	106.5	533	85.1	501
	金額	12,612,441	103.9	9,896,934	78.5	10,601,820	107.1
	物品寄贈件数	34	94.4	21	61.8	13	61.9

### 9) 賛助会員の拡大

地域住民とともに地域福祉を推進していくため、周知と会員の拡大に努めた。

(会員数の推移)

	18年度	前年比(%)	19年度	前年比(%)	20年度	前年比(%)
会員数	410	135.3	412	100.5	423	102.7
金額	605,000	164.0	651,600	107.7	745,000	114.3

## 10) 市立総合病院ショップの運営

(事業実績)

	18年度	前年比(%)	19年度	前年比(%)	20年度	前年比(%)
売上金(円)	72,729,586	99.6	75,698,291	104.1	71,210,432	94.1
客数(人)	189,462	98.0	186,285	98.3	169,106	90.8

## 11) 共同募金運動の実施

赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動について、福岡県共同募金会大牟田市支会と連携して取り組んだ。

(募金実績)

(単位：円)

	18年度	前年比(%)	19年度	前年比(%)	20年度	前年比(%)
赤い羽根共同募金	17,583,100	99.4	17,457,806	99.3	17,230,722	98.7
歳末たすけあい募金	3,334,042	94.9	3,168,665	95.0	3,251,364	102.6

## 12) ふれあい福祉まつりの実施

「善意銀行開設45周年記念～みなさまの善意を感謝して～」をテーマに、大牟田市ボランティア連絡協議会との共催で「第9回ふれあい福祉まつり」を開催した。加えて、永年社会福祉活動に従事され地域福祉の向上に貢献された方々に対する表彰状・感謝状の贈呈を行うとともに、地域住民で支える福祉のまちづくり活動の取組みの啓発を行った。

開催日：平成20年11月24日(月/祝日)

会場：大牟田市総合福祉センター

内容：式典 社会福祉事業功労者表彰

記念講演 「笑って元気～必要とされる喜び」講師 矢野 大和さん

演芸コーナー 車椅子ダンス隊、太鼓演奏、その他各種団体による舞踊など

福祉体験コーナー 手話・点字の体験講座、車椅子・アイマスク疑似体験

健康診断コーナー 血圧測定を含む簡単な健診、健康診断など

レストラン・バザーコーナー カレー、田舎だご汁、焼きそばなど

参加者：約500人

被表彰者：137人

◇大牟田市善意銀行開設45周年(被表彰者61名)

感謝	表彰対象	推薦基準	人数
	永年賛助会員	永年賛助会員(継続10年以上)	61

◇大牟田市社会福祉協議会表彰(被表彰者76名)

区分	表彰対象	推薦基準	人数
表彰	ア. 市社協役員・評議員	在任期間4期以上のもの	4
	イ. 校区社協における実践活動者	10年以上校区における地域福祉推進活動が特に顕著と認めるもの	14
	ウ. 優良校区社協	地域福祉活動が他の校区の模範となるもの	1
	エ. ボランティアセンター登録者・団体	登録10年以上のもので、ボランティア活動が特に顕著と認めるもの	1
	オ. その他特に認めるもの		0

感謝	ア. 市社協役員・評議員	在任期間2期以上のもの	7
	イ. 校区社協における実践活動者	5年以上校区における地域福祉推進活動が顕著と認めるもの	24
	ウ. ボランティアセンター登録者・団体	登録5年以上のもので、ボランティア活動が顕著と認めるもの	11
	エ. 市社協事業運営協力者	登録5年以上のもので、市社協事業に協力・貢献したもの	4
	オ. 善意銀行高額寄付者	10万円以上の金品寄贈者	6
	カ. その他特に認めるもの		4
合 計			76

### 13) 機関紙の発行

年4回(4月、7月、10月、1月)全世帯を対象に社協だよりを発行した。

### 14) 総合福祉センターの運営

(利用状況)

	18年度	前年比(%)	19年度	前年比(%)	20年度	前年比(%)
会議室等 利用件数	1,725	76.4	1,293	75.0	1,216	94.0
ヘルストロン 利用者数	15,998	93.3	14,729	92.1	12,758	86.6
年間 利用者数	43,760	85.2	46,349	105.9	50,180	108.3

### 15) 各種委員会の開催状況

(事務局職員採用委員会の開催状況)

会議名	開催日	内 容
第1回採用委員会	10月6日	第1次合格者決定審査
第2回採用委員会	10月27日	最終合格者決定審査

(表彰審査委員会の開催状況)

会議名	開催日	内 容
表彰審査委員会	10月6日	大牟田市社会福祉協議会表彰推薦審査

### 16) その他

#### ①職員研修

職員のスキルアップを図るとともに、社協の使命、基本理念等を職員全員が再認識し、事業展開していくために職員研修会を開催した。

#### ②福祉バスの運用

校区社会福祉協議会や福祉団体等の活動の推進と利便を図るため、福祉バスを延82回貸し出した。

#### ③リフト付バスの運用

交通手段の確保が困難な方を対象に車いすのまま乗降できるリフト付きバスを延29回貸し出した。